国土交通省独立行政法人評価委員会 第12回空港周辺整備機構分科会

2011年7月19日

国土交通省独立行政法人評価委員会 空港周辺整備機構分科会 (第12回)

平成23年7月19日

【中林空港周辺地域活性化推進室長】 皆様、おはようございます。定刻になっておりませんが、皆様おそろいですので、ただいまから、国土交通省独立行政法人評価委員会第12回空港周辺整備機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の折、本分科会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。私は、事務局の環境・地域振興課空港周辺地域活性化推進室の中林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着席して進めさせていただきます。

まず初めに、当法人の所管課でございます環境・地域振興課長の加松からごあいさつを申し上げます。 【加松環境・地域振興課長】 おはようございます。環境・地域振興課長の加松と申します。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃から私どもの航空行政に対しましてご理解とご協力をいただいていることに対しまして、 この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、本分科会につきましては、独立行政法人空港周辺整備機構の現独立行政法人化以来、 さまざまな貴重なご意見、それから適切な評価を賜っているところでございまして、私どもはもちろん、 本日、機構の理事長も参っておりますけれども、機構の理事長、理事長代理を初め、これを真摯に受け とめまして、機構の組織の運営の効率化、あるいは業務の適正化を図ってきたところでございます。

今後とも、またいろいろと貴重なご意見をいただき、また評価をいただければありがたいというふう に考えている次第でございます。

さて、この機構をめぐる動きでございますけれども、昨年5月に国土交通省の成長戦略会議の報告が 出されまして、現在、関西国際空港が、バランスシートがよくないわけでございますが、この改善のた めに、関西国際空港と、それから大阪国際空港の両空港の経営統合を図るための法案が、この5月に成 立いたしたところでございます。

これによりまして、関空と大阪国際空港を、来年7月頃をめどに経営統合する準備を進めております。 これに伴いまして、大阪国際空港の環境対策を行っている機構につきましては、この大阪空港に係る業務は、新関空会社に承継いたしまして、この大阪事業本部のほうの業務は廃止するというふうに考えているところでございます。

また、主たる事務所は大阪から福岡に移転する予定でございまして、現在、これについての準備を進めているところでございます。

機構は、大阪と福岡で事業を実施しておりますが、今度、福岡のほうが残るわけでございますが、こ

ちらの福岡空港の環境対策につきましては、昨年の12月に閣議決定がされておりまして、これは独法の見直しの基本方針でございますけれども、国管理空港の民営化等も含めた運営のあり方についての検討結果を受けまして、福岡空港の運営全体のあり方の検討を行う中で、福岡空港の環境対策の実施主体の検討を行うというふうにされているところでございます。これを踏まえて、今後、検討を進めていくことになっているところでございます。

最近の動きとしてはそういうところでございますが、ご案内のとおり、機構につきましては、現在の中期目標・中期計画、これが平成24年度をもって終了するというようなことになります。これに伴いまして、次期以降の新中期目標の策定あるいは現中期目標についての評価等も行う必要がありまして、こうした事項につきましても、また今後、委員の皆様方にご審議をお願い申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上、さまざま、機構を取り巻く環境というのは変化しているところでございますけれども、本日は、 平成22年度の事業、業務の実績評価についてでございまして、いただきますご意見は、これからの業 務執行に十分生かしていきたいと考えております。

本日は、限られた時間でございますが、どうか忌憚のない評価、ご意見をいただければ幸いでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【中林室長】 ありがとうございました。

続きまして、本日の出席者につきましては、お手元の座席表によりご確認をお願いいたします。

なお、本日は、川中政策評価官が出席されておりますので、よろしくお願いいたします。

また、独立行政法人空港周辺整備機構からは、理事長のほか役職員が出席しておりますが、ここでは竹内理事長をご紹介いたします。

【空港周辺整備機構 竹内理事長】 竹内でございます。

【中林室長】 審議に先立ちまして、事務局から4点、報告を申し上げます。

1点目でございます。定足数でございますが、空港周辺整備機構分科会の委員定数6名に対しまして、本日、4名の出席をいただいておりまして、議事に必要な過半数の定足数を満たしておりますことを、ご報告いたします。

次に、分科会の審議結果の取り扱いでございます。本日の審議結果の取り扱いにつきましては、国土 交通省独立行政法人評価委員会運営規則第6条の規定に基づきまして、後日、家田委員長の同意を得て、 委員会の議決となります。

次に、議事録でございます。従来と同様、委員会終了後、速やかに議事要旨を国土交通省ホームページで公表いたします。その後、議事録を作成し、同様の方法で公表いたします。

ただし、業務実績評価に関しましては、議事要旨の中では主な意見のみを記載し、評価結果自体は記載いたしません。その後の議事録では、評価結果も公表いたしますが、発言者名は記載しない等の措置を講じたいと存じます。

次に、意見募集の結果の報告でございます。本日の分科会の開催に際しまして、国土交通省のホームページ上におきまして、空港周辺整備機構平成22年度業務実績評価調書(案)につきまして、分科会での評価の参考に資するため国民の意見募集を行いましたが、意見等はございませんでした。

なお、本日の議題に「役員退職手当支給に係る業績勘案率決定」がございますが、個々の役員名は伏せて公表いたします。

以上でございます。

それでは、以後の進行につきまして、盛岡分科会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいた します。

【盛岡分科会長】 おはようございます。盛岡でございます。座ったままで恐縮でありますが、司会の ほうを務めさせていただきます。

まず、会議の公開について、委員の皆様にご了解をお願いしたい事項がございます。評価委員会運営 規則及び委員会決定によりますと、業務実績の評価につきましては、個人情報に関する事柄が出る可能 性もあり得ることから非公開としております。

また、法人の業績評価の評定に当たりましては、法人の退室を求めることとしたいと思います。この 点につきましては、従来と同じであるかと思います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、本日の委員会は3つの議題があるということでご ざいます。

第1番に、平成22年度業務実績に関する評価を行うこと。それから2番目に、平成22年度財務諸表等について国土交通大臣への意見具申を行うこと。3番目に、役員退職手当支給に関する業績勘案率を決定することでございます。

お手元には資料を配付しておりますが、資料1から6までにつきましては公表の扱いといたします。 ただし、参考資料は除くということであります。

それでは、早速、業務実績に関する評価について検討を始めたいと考えます。

まず業務実績に関する評価のことでございますが、これは、評価方針によりますと、まず評価項目ごとに「中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う」ということになってございます。

この点につきましては、委員の皆様方、これまでの実績評価の手順に沿いまして、それぞれのお考えをお示しいただいているかと思いますけれども、まず、法人のほうから全項目を通して説明をしていただいて、その後、意見交換を行い、分科会として一項目ごとに年度評価に係る評定をしていきたいというように考えてまいります。

各委員の意見の中で必要なものは、意見の欄に記録していきたいと思います。お手元に資料という形で集計表を委員の皆様方に配付をさせていただきましたが、法人が行いました事前説明を受けて、各委員の評定と評定理由等の概要を取りまとめた一覧表と、私のほうで事務局とご相談しながらでありますけれども、分科会長試案を準備しておりますので、これを参照しながら進めてまいりたいと思います。

例年どおりでございますが、以上の進め方で問題はありませんでしょうか。よろしゅうございますで しょうか。ありがとうございます。

それでは、法人のほうから、全項目を通してご説明をお願いしたいと思います。

それでは竹内様、お座りいただいて結構でございますので、どうぞ、ご説明をお願いいたします。

【竹内理事長】 それでは、平成22事業年度業務実績報告書によりましてご説明させていただきます。

2ページをお開けいただきたいと思います。この表の中で、一番下の枠組みのところ、当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通しと、ここを中心にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、業務運営の効率化に関する事項、組織運営の効率化でございますが、22年度におきましては、 大阪国際空港事業本部の調査役を廃止いたしまして、また大阪本部におきましては11名、福岡事業本 部については2名、合計13名の人員の削減をやりました。計画どおりではございますが、組織の廃止 といろいろ業務が増えていく中での縮小ということでございました。

また、先ほども加松課長からお話がございましたように、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合 に向けて行われております国、公共団体等の意見交換会に参加すること。そして、大阪事業本部の新会 社への業務の承継、さらに福岡事業本部の今後のあり方についてのワーキンググループを立ち上げると、 こういったことをやったわけでございます。

次に、4ページをお願いいたします。人材の活用でございます。年齢のバランスに配慮しながら専門的知見を有する者の派遣につきまして、派遣元との人事調整を行っております。

しかしながら、13名の人員を削減したというところで、人員削減を行いながら、少人数で効率的に 推進していくというために、経験豊富な知見、専門的知見を有する者を派遣してもらった結果、結果と しては、年齢は1.4歳高くなっておるということでございます。

次に、事業費の抑制でございます。効率的な運用を図り、平成19年度に比べまして54.4%の削減を実行いたしました。目標は、15%以上ということでございました。特に取り組みといたしましては、 民家防音事業におきまして、空調機の更新工事についての補助金額を一定額とする新制度を導入し、事業費の大幅な削減を図ったところでございます。

次は、7ページをお願いいたします。一般管理費の抑制でございます。業務の効率化を進めるとともに、福利厚生制度の見直しを通じまして、平成19年度比で25.4%の削減を実行いたしました。目標は、9%以上ということでございました。

次に、9ページをお願いいたします。国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項のうちの連絡協議会でございます。大阪、福岡両事業本部におきまして、それぞれ2回、連絡協議会を開催いたしまして、機構の事業実績、状況及び計画報告、さらに関西空港と大阪空港の経営統合に関する情報提供を行って、着実に進めているところでございます。

次は、広報活動の充実でございます。平成21事業年度の財務諸表、あるいは業績評価結果等を公表 いたしましたほか、民防の新しい制度に関するページを充実するなど積極的な情報提供を行った結果、 アクセス数が4万7,000件余りで、目標の3万件以上を達成したというところでございます。

また、両本部で「空の日」のイベントでリーフレットを配布する等の広報活動も行っております。

さらに、民家防音工事助成に関する情報を、関係自治体の広報誌に掲載をしていただいたわけでございます。

次に、役職員の人事評価でございます。既に、各職員につきましては、自己申告による評価制度を導入するとともに、業務・勤務成績を評価し、勤務手当等に反映させる等の取り組みは行っております。 役員につきましても、勤勉手当に人事評価を反映させているところでございます。

次に、内部統制の向上ということでございます。既に、役員と管理職による業務調整会議等の開催、 内部通報制度の導入などを行っておりますけれども、22年度には、公認会計士を講師に招きまして、 リスクマネジメントを主とした内部統制研修を実施しまして、ここで洗い出したリスクについて各部署 においての評価を行うとともに、その評価結果を共有するということで着実に進めているところでござ います。

また、年2回実施している監事による業務監査におきまして、内部規程の遵守体制、リスク管理等の 観点からも監査を行っておりますし、また理事長と監事との間で定期的な意見交換も行うなどして、理 事長のマネジメントについて留意をしているというところでございます。

次は、国民の意見募集でございます。これまで、ホームページの「お問い合わせ」の窓口に、機構に対する意見、提案を募集しておりましたが、特に意見が寄せられていなかったので、今回、「機構へのご意見・ご提案」専用の窓口を新設いたしました。これについても、特にご意見はありませんが、問い合わせは幾つかございますので、これにつきましては適切に対処しているところでございます。

次に、職員の資質の向上でございます。このためには、外部講師による研修を実施するとともに、効果測定を行ったところであります。

外部講師等による研修は、4回、新規採用者の研修ですとか、内部統制研修等々を4回やっております。

また、外部の研修には、6件、職員を積極的に派遣をいたしているところでございます。

次に、内部評価委員会でございます。平成21事業年度の事業実績に対する内部評価を行い、これを 踏まえつつ、22事業年度の上半期の事業の進捗状況の把握を行うとともに、関西国際空港及び大阪国 際空港の経営統合に向けた国等との調整に取り組むべきとの内部評価を行い、その結果を、下半期以降 の業務運営、さらに23年度の計画策定に活用しているというところでございます。

次に、17ページをお願いいたします。積極的な情報公開ということでございます。平成21事業年度の財務諸表等につきましては平成22年9月に、また21事業年度の業務実績報告につきましては、同じく22年9月にホームページに公表したところでございます。

次に、管理会計の活用でございます。独立行政法人発足時から、大阪固有事業、福岡固有事業、受託 事業、その他事業に分類いたしまして収支管理を行っておりまして、公表するとともに、また随意契約 見直し計画の着実な実施や国の取り扱いに準じた旅費事務の見直し等により、予算の効率的な執行に努 めております。

費用対効果という点につきましては、なかなか、事業の性質上、補償的事業ということで難しい面が ございますが、ご説明いたしていますように、民防について定額制を行うとか、工事についての競争入 札を徹底する等により、コストの削減を通じて費用対効果というものの改善をしているところでござい ます。

次に、セグメント情報の開示でございます。これにつきましても、独立行政法人発足時から、大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に区分した収支管理を行いまして、これらの区分に応じたセグメント情報の開示を行っているところでございます。

次に、事後評価の在り方でございます。役員の退職手当につきまして、評価委員会における評価結果を勘案することにいたしておりまして、平成21年12月に退職した役員の退職手当につきまして、評価委員会において決定された実績、勘案率を反映させたところでございます。

次に、随意契約の見直しでございます。平成22年5月に随意契約見直し計画を策定しまして、取り組み状況につきまして、契約監視委員会に報告、点検を受けるとともに、それを公表いたしております。その状況は、次のページをちょっとごらんいただきますと、右から2番目の欄に、「平成22年度」とございます。3番目が、競争性のある契約。これが、22年度は85%。競争性のない随意契約が14%ということでございます。競争性のない随意契約が、この2番の括弧にありますように、財務諸表の官報公告ですとか、事務室の借り上げによる空調料とか、光熱費の負担金等々ということで、これはちょっと競争のしようのないものばかりでございます。

それから、一者応札・一者応募につきましては見直しを行いまして、参加要件の緩和ですとか、公告期間を見直すといったようなことをやりまして、平成22年度は、ここにございますように0件という状況になって、改善を図ったところでございます。

次に、25ページをお願いいたします。両空港の周辺整備中期基本方針等の整備ということでございます。

福岡空港につきましては、今後も現行の福岡空港周辺整備基本方針、14年策定のものでありますが、 これを尊重して、空港周辺環境対策を推進するということが確認されております。

大阪国際空港につきましては、新たに設立される新関西国際空港株式会社が、基本方針に即して事業 計画を定めて実施していくということになっておるわけでございます。

次に、業務の確実な実施でございます。まず再開発整備事業でございますが、両空港事業本部ととも に、継続事業を着実に実施いたしております。

大阪事業本部におきましては、第2種区域を除く第1種区域において、中期目標・中期計画において 廃止を予定されている7件の事業のうち1件を廃止しまして、合計3件の事業を廃止したということに なっております。

次に、民家防音工事の補助事業でございます。空調機器更新事業につきまして、事業費の縮減と業務の効率化を図るために新制度を導入し、平成22年5月から申請を受け付けております。

大幅に変更になりました補助プロセスの説明、質疑応答、手引書の資料等を機構のホームページに随時掲載するとともに、関係市町村にその情報を提供して、広報誌やホームページへの掲載をし、広く周知を図ったところでございます。

次は、30ページをお願いしたいと思います。移転補償事業でございます。大阪国際事業本部におきましては、平成22年9月に移転補償申請が1件ございまして、この移転が完了いたしております。

福岡空港事業本部につきましては、土地15件、建物10件などがございましたが、申請物件に係る 事前の調整、相談、移転計画についての助言等にきめ細かく対応するなどして、効率的に事業を実施し たところでございます。

次に、32ページをお願いいたします。大阪空港周辺の緑地整備でございます。利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得につきましては、計画は0.84ヘクタールでございましたが、0.34ヘクタールの買収にとどまっております。この結果、用地買収率は97.9%に達しております。買収済みの土地につきましては、1.87ヘクタールの造成を実施いたしました。

利用緑地、豊中市の緩衝緑地第1期及び第2期に係る今後の方針につきましては、国・関係団体等に おきまして引き続き検討を行うということになっております。

用地取得が困難であるのは、度重なる相談を行っているんですけれども、移転のために相手方が要求 するのと、補償基準で満たされる要件との差があまりにも大き過ぎるものですから、なかなか話がまと まらないと、こういう状況でございます。

次に、34ページをお願いいたします。福岡空港周辺の緑地整備でございます。買収済みの土地の0. 4ペクタールについて、造成・植栽を実施したところでございます。計画どおりでございます。

次に、空港と周辺地域の共生でございます。平成22年12月に、大阪産業大学からの校外学習を受け入れました。また、23年1月には、空港ターミナル会社の主催によります地元小学校の施設見学会に参加いたしまして、空港周辺環境対策についての講義を行ったところでございます。

今後とも、教育機関への出前講座や校外学習の受け入れ等について検討を進めていきたいと考えております。

次に、財務内容の改善に関する事項でございます。予算、収支計画及び資金計画でございます。平成 22年度において、事業費、一般管理費等を効率的に執行し、予算の範囲内で適正な執行を行ったとこ ろでございます。

収支計画につきましては、年度計画を上回る利益を確保することができております。また資金計画に つきましても、次期繰越金が増加したというところでございます。

次に、40ページをお願いいたします。短期借入金の限度額でございますが、これは該当がございません。

次に、重要な財産の処分等に関する事項でございますが、これも該当はございません。

次に、43ページをお願いいたします。剰余金の使途でございますが、当期総利益4億11百万円に つきましては、独立行政法人通則法第44条第1項の規定に基づきまして、積立金として整理すること にいたしております。

次に、その他業務運営に関する重要事項、人事に関する計画の給与水準でございます。国において俸 給表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ等が行われましたので、これを踏まえて、当機構に おきましても同様の措置をとって引き下げを実施いたしております。

そして、対国家公務員指数の平成22年度の実績値は106.6ということで、前年度と同水準でございますけれども、平成19年度に比べて着実に改善がなされているところでございます。

これは、次の次のページ、46ページをごらんいただきますと、右の下に折れ線グラフがありますが、 こういう形で着実に低下してきているという状況でございます。

次に、定年退職者の補充でございますが、平成23年3月の定年退職者の補充は行っておりません。 以上、非常に簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとう ございました。

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対するご質問を受けたいというように思っておりますが、その前に、平成22事業年度の業務実績ということを評定する際に、先ほど加松課長様のほうからご説明がございました、この当該独立行政法人、機構を取り巻く情勢というのが非常に急激に変わってございますので、私どもが評定をする際の立ち位置といいますか、スタンスを少し確認をしておかないといけないなというように感じております。

それは、例えば21事業年度評定における主な指摘事項と、昨年、22年度に行いました21年事業評価の際も、独法の抜本的見直しの閣議決定及び今後の中期目標・計画の見直しが行われる中等々の指摘を、私どものこの会議体としてさせていただいているんですね。

そうしますとどんなことが起こるかというと、今、23年ですが、24年の7月ごろに、ご説明によれば、関西国際空港と大阪国際空港との間の経営統合が、これはもう既に5月に決定しているわけですが、機構の大阪事業本部が、来年、24年7月ごろに廃止になるという見通しであると。そうしますと、24年の3月から6月末ですか、ある時期までは、機構の大阪事業本部というのが、形かどうかわかりませんが、存在するわけですね。その間のありようについては、本年度の、いわゆる私どもの意見の中に対象としては含まれる。どのように物を申すかというのは皆さん方のご判断ですけど。それが、まず存在しているということ。

それから、あわせて当機構については、本社というか機構の本部が福岡に移転すると。これも、決まっているということですね。

それで、非常に難しいのは、難しいといいますか、どういうふうに解釈していいのか私もよくわからないところがあるんですけれども、きょうのご説明の25ページを見ますと、福岡空港については、3月15日に幹事会が開かれて、今後とも福岡空港周辺整備基本方針等を尊重して、空港周辺環境対策を推進していくことが確認されたと、こういう文言が入っているんですね。きょうは、これを前提に機構として報告をされたというふうに理解しているんですが、先ほど加松課長様のほうでは、説明の中には、

福岡空港についても、空港等の運営上の民営のあり方等についても議論が行われていた結果として、それを受けて環境対策を実施すると、こういうように含む文言として表現されたんですね。

そうしますと、この3月15日の基本方針と、今、課長さんがおっしゃったこととの間には、当該機構の評定という枠組み以上の、なかなか難しい課題を抱えているというようなことで。このあたりをどうとらえて私どもは考えるのかということについて、若干、機構の統括をされている課長様のほうから、ご発言いただいて、その後、私どもの評定に入ってまいりたいなと思っております。ちょっとご迷惑かもわかりませんが、加松さんのほうからよろしくお願いします。

【加松課長】 今のご指摘でございますが、まず1点目、大阪のほうでございますけれども、分科会長がご指摘のように、24年7月ごろを目途に経営統合する準備を進めておるんですが、24年度も、そうなりますと7月にぴったりなるかどうかは、また今後の準備状況にもよるんですけれども、24年度につきましても、例えば4月から6月末までは、大阪の環境対策を機構が実施することになります。その間はですね。

大阪の環境対策は、先ほど申し上げましたとおり、新関西国際空港株式会社が実施主体となるものですから、そちらに移行するまでに3カ月程度ずれがあるわけですけど、その3カ月程度は、やはり機構が環境対策の、国からの業務の代行主体となりますので、その間は事業を実施する必要がありますし、その間は、独立行政法人ですので、評価をしていただかなければいけないというふうに考えているところでございます。

事業が移管された後は、今度は、新関空会社のほうに移りますので、その後は評価の対象には、大阪 についてはならないところです。

もう一つ、福岡のほうでございますけれども、これは先ほど申し上げました、昨年12月の独法の事務・事業の見直しの基本方針という閣議決定の中で、福岡空港の環境対策の実施主体の検討を行うというふうになっております。これは、現在、国の管理空港については、全国28で、伊丹空港が抜けると27になるんですけれども、それを全部空港整備勘定という全国プール制で整備・運営を行うというようなことになっています。

今、この国管理空港の運営のあり方についての検討を行っておりまして、それぞれの空港単位で、いわばガバナンスを効かせて、航空系収入、非航空系収入を一体化して、その地域との結びつきも強めて運営していくようなあり方にすべきではないかというような検討を行っております。これは福岡空港に限らないんですけれども、全ての国管理空港のそういう空港運営主体を新たにつくって、そちらのほうで非航空系、具体的には空ビルなども含めて一体化して運営していくというほうがふさわしいのではないかというような議論を、今、あり方の検討会のほうで進めていただいております。

この福岡空港の環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営のあり方を検討するという 検討結果を受けて、福岡空港をどういうふうにするのかというような検討を行いまして、その検討を行 う中で福岡空港の実施主体の検討を行うというふうになっています。そういう意味では、直ちに24年 度に、例えば福岡空港の運営主体の株式会社のようなものがすぐ出来るかどうかというのは、まだちょ っと今後の検討次第になります。

そういうことで、この福岡空港の周辺整備基本方針に現時点でこういうふうに影響するというような 形では、まだちょっと見えていないというものでございます。

福岡のほうは、そういうふうな検討状況、また随時、委員の皆様方には状況をご説明させていただき たいと思っていますが、そういう検討結果を受けて、また検討をしていくというふうな状況でございま して、そのほかは、現在の枠組みで評価していただくというふうになると思っております。

また、そういうことで、大阪のほうは来年7月をめどに移管ということで、その間は評価していただくと。

すみません、ちょっと説明が不十分で。

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

そうしましたら、今のような前提ということもございませんが、評定のために、状況としてご理解いただくということのためにご説明をいただいたということでございます。

それでは、全体を通してご質問をお受けしたいと思っております。特に、法人の皆様に対するご質問は、この後、退席をされるまでに、委員のほうからお出しいただくということにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【大内委員】 今の話に関連してですけれども、福岡のほうは、基本的には、今までの規模とかやり方とか、そういうものは変わらないだろうというふうな予測なんでしょうかね。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ。

【加松課長】 今、検討しておりますのは、空港の運営主体をどこが運営するかという話でございまして、伊丹空港でしたら、現在、国が直轄で運営しているのを新関空会社という国100%株式会社が運営していくというような法律改正が、今回、なされています。

福岡空港についても、運営主体をどういうふうにしていくかという議論でございます。民営化がなされたら、またそういうふうな一定の株式会社形態のものが福岡空港を運営していくということになるかもしれませんけれども、それはどういうふうなやり方がいいのかが今後の検討課題でございまして。

一方で、航空機騒音防止法で定められた事業は、どんな運営形態でも確実に行っていかなければいけませんので、そういうふうな関係にあるということをご理解いただければと思います。

【盛岡分科会長】 それでは、安河内委員さんのほうからどうぞ。

【安河内委員】 中期計画の最終年度は、平成24年度ですか。

【竹内理事長】 はい。

【安河内委員】 ということは、今、もう大阪は平成24年度の途中で経営統合がなされて、評価の対象から外れるということが決まっているわけですので。そうすると、ここに書かれている中期計画で平成24年度までに、例えば大阪についていろいろ、これこれ、こういうことを達成すると。福岡について、これこれ、こういうことを達成すると書いてありますけれども。そうすると、ここで書かれている、中期計画で大阪についてこういうことをやるというふうなことを目標にしていることは、その7月まで

に達成するということになりますか。

【盛岡分科会長】 ちょっとお答えいただく前に、今の問題と関連するのは、普通は、中期目標・中期計画は、当該の組織はその計画期間が終了した後、残っているというのが普通のスタイルですよね。ところが今回は、大阪の主体は、24年にはもうなくなるということが決まっておるわけですね。ということは、普通、PDCAサイクルからすれば、目標が達成されたかどうかということを評定した結果は、必ず、その後に生かされるということがあって初めて我々はやっているわけですが、24年の7月になくなるということがわかっていて、ということは、前年度の分を25年にやったときにはもう既に大阪はないわけで、PDCAの意味がなくなるわけですよね。

となると、場合によっては、早めに中期目標・中期計画の大阪事業本部該当の部分については、23年度中にやっちまいなさいよと。というのは、24年も7月までしかないわけだから。というような機動的な対応を分科会としてやるべきではないかというご意見が他から出たときに、私どもとしては淡々とやっていますという以上の対応をするのかどうかというのを、安河内委員さんは場合によっては仰っておられるかもしれないので、ちょっとその点を含めてご検討いただけたらと思いますが。

【加松課長】 そうですね、24年度途中で大阪事業本部の業務が移管されますので、その移管されるまでに、24年度中に達成すべきというのも、前倒しでというか、そういう必要があるんではないかというようなご指摘かと思いますが。そのあたりは、個々の事項ごとに、やっぱり年度いっぱいまでかかるものもあるので、その時点までの達成でよしとするというものもあるかもしれませんし、個別の事項をまたよく見て、どういう対応が必要かというのは検討しなければいけないと思っております。

あと、PDCAサイクルのご指摘もありましたけれども、おっしゃるとおり、そのあたりはどういう ふうにすべきなのかというところは、ちょっと全体的な仕切りもあるとは思いますので、そこのところ は、また評価官室のほうとも、ちょっと相談させていただきたいと思います。

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

この夏に全体会議も開かれますので、場合によっては他の委員さんのほうから、分科会長はどのように考えたかと言われるかもしれませんので、もし川中様のほうで何かご判断の礎になるようなことがありましたら、一言おっしゃっていただけるとありがたいんですけど、いかがでしょうか。

【川中政策評価官】 恐らく中期計画の変更をするとかということが必要になるかもしれないんですが、 ちょっとそこら辺のところは、まだ固まっていないところもありますので、事務局のほうと相談させて もらった上で決めていきたいと思います。今、ちょっとここの場で言えるようなことはありません。

【盛岡分科会長】 わかりました。

それでは、安河内委員さん、よろしゅうございますか。

では、全体を通して何かご発言をいただいて、あるいは個別項目で少し、ぜひ法人が在席の間に伺っておきたいということがございましたら、ご発言ください。

それでは、私のほうから、今の案件というか考え方と非常にリンクする可能性の高い、大阪空港周辺 の緑地整備の買収の予定が、なかなか相手様があって移転調整が進んでいない部分があると。これは、 目標と、それから大阪事業本部の来年7月を予定としている廃止ということと関連してとらえるべきなのか、移行後も、国・地方自治体の委託で部分的には株式会社のほうでも対応可能なものと考えていいんでしょうか。このあたりは、ちょっと判断が分かれるので、絶対やらにやいかんとなったら、その見込みをちょっと伺っておかないかんということなので、ちょっとお伺いしました。いかがでしょうか。これは、どちらがお答えいただけますか。

はい、課長さんのほうから。

【加松課長】 新関空会社のほうで、大阪国際空港周辺の環境対策は引き継ぐことになりますので。ですから、機構が大阪から手を引くまでに、そのときまでにこれを完了させなければいけないという関係には立ちません。それは、新関西国際空港株式会社のほうで移管を受けて、残った、ただ、これは計画期間が、これも期日があったかと思いますけれども、その間、地権者のほうの人に働きかけながら、事業を引き続き実施していくというような関係に立つというふうに考えております。

【盛岡分科会長】 民対公的セクターが、都市計画事業として土地をお譲りくださいという場合には、独法がかかわることによって、これは対応関係が整理されていると思うんですが、株式会社がそれを代行することができるというのは、ちょっと法律上、どういうように。これは、民間活用の都市計画事業ということになるのか、ちょっと私、理解ができないところがあって。どのように理解すれば、買収等の行為を代行できるのかなと思ったんですが。買収行為は、必ず地方自治体が行われて、それで土地の造成というのを、この機構が行っていくという整理と考えていいんでしょうか。ちょっと私のほうの理解が不十分なので、すみません。

【竹内理事長】 これは、独法が委託を受けているんです。

【盛岡分科会長】 独法が。

【竹内理事長】 独法が委託を受けて。これは、国の事業なんです。

【盛岡分科会長】 ですよね。

【竹内理事長】 はい。

この事業は、23年度で終わるという予定に。

【盛岡分科会長】 終わる予定ですよね。それは、絶対終わらないかんですか。

【竹内理事長】 計画変更するというのは、非常に難しいと思いますから。

【盛岡分科会長】 難しいんですね。

【竹内理事長】 23年に終わりますので、もう。

【盛岡分科会長】 万が一、23年度に残った場合は。

【竹内理事長】 できなければ、そのままということです。

【盛岡分科会長】 そのまま?

【竹内理事長】 はい。

【盛岡分科会長】 ということは、株式会社ができないと。

【竹内理事長】 できない。

【盛岡分科会長】 そういう理解ですか。それは、非常に大変やね。場合によっては、交渉事になりますけれども。

【竹内理事長】 そのことは、相手にも何遍も伝えてあるんですけど。

【盛岡分科会長】 なるほどね。

【竹内理事長】 それでも、動けないという。話の乖離が大き過ぎるということです。

【盛岡分科会長】 乖離が大き過ぎると。わかりました。

【山岸委員】 すみません、ちょっと確認で。

【盛岡分科会長】 どうぞ。

【山岸委員】 今、おっしゃっていたのは、23年度中にというのは、この青い部分ですか。

【竹内理事長】 そうじゃなくて、これは整備のほうなので、用地買収はここには入っておりません。

【山岸委員】 これは、みんな買収され済みの土地なんですか。

【竹内理事長】 買収した土地についての整備状況の絵でございまして。

【山岸委員】 買収しなきゃいけないのは、あとどれだけあるんですか。

【竹内理事長】 ここの地図には入っておりません。

【空港周辺整備機構 松尾総務部長】 入っておりますが、この白抜きになったところというか、この赤い薄い枠が全体の都市計画面積でございますから、このうち97.9%を買収が終わっているということなので、緑以外の土地ですね。緑とか青以外の土地が若干あると思いますが。

【山岸委員】 どこ?

【松尾総務部長】 真ん中の肌色の部分とかがありますよね。この地図。肌色の部分がちょっとあると 思いますけれども。

【山岸委員】 この「広場」と書いてあるところ。

【松尾総務部長】 その上のほうの隅に。広場のちょっと上にありますよね。

【大内委員】 細いところですか。

【松尾総務部長】 細いところ。

【山岸委員】 これ道、違うんですか。道じゃなくて。これは道じゃないんですか。

【松尾総務部長】 図は整備上の図ですので、道になるべきところとかというのもございますが。これは整備図面なので、ある程度、そういうふうに区画してございますが、実際は整備をしていないところ。

【山岸委員】 いやいや、買収していないところは。

【松尾総務部長】 そうですね。

【盛岡分科会長】 ちょっと微妙な言い方で伺いますけど、そこが買収できなくても、その緑地としての基本的な機能は概成したというようにお考えなんですか、基本的に。

【松尾総務部長】 そうですね。

【竹内理事長】 そう言えると思います。特段、支障はありません。

【盛岡分科会長】 支障はないと。

【竹内理事長】 はい。

【盛岡分科会長】 わかりました。

【山岸委員】 この前、説明を受けたときに、計画で0.84ヘクタールの買収を予定していて、0.3 4ヘクタールを買収したということですよね。

【竹内理事長】 はい。

【山岸委員】 買収されていないところが、この地図の肌色のところ。

【松尾総務部長】 申しわけありません。間違った説明をいたしました。この図面の中で、さっき言われた色と違いまして、ここの一番端の四角い青い部分が未買収でございます。すみません、これは私が勘違いしておりました。ここの角の四角いところですね。この一番左端のブルーが2つあると思いますけど、その下のほうのちょうど真四角のところ。

【盛岡分科会長】 これが、未買収。

【松尾総務部長】 これが未買収。すみません、ちょっと私、勘違いしておりました。

【山岸委員】 勝部広場の左側という。

【松尾総務部長】 そうですね。勝部広場の左ということですね。その角の。

【山岸委員】 これが、残っていると。

【松尾総務部長】 はい。

【山岸委員】 整備予定箇所には、買収するものと、買収した後と両方入っているということですね。

【松尾総務部長】 はい、そうです。失礼しました。

【盛岡分科会長】 これは、一応、閉鎖型を予定されたものですか。

【竹内理事長】 閉鎖型です。

【盛岡分科会長】 閉鎖型であったと。ただ、その南側に広場と称するものが開放型であって、その向かいというか、ということになるんですね。

【松尾総務部長】 そうなります。

【盛岡分科会長】 これも、しかも全部買収できていないですね。1筆ですね。

【松尾総務部長】 そうですね。1団地というか。

【盛岡分科会長】 1団ですね。

【松尾総務部長】 はい。

【山岸委員】 あと、ここだけですか。

【松尾総務部長】 そうですね。

【盛岡分科会長】 これ、ちょっと微妙な言い方ですけど、概成はしているが、ちょっと中に食い込んでいるから、でき上がった地形、姿としては、妙に真ん中に穴があいているということになりますね。

【竹内理事長】 美しくはないんですけど。

【盛岡分科会長】 それと、相手さんは来年で機構がなくなると知っていて。

【竹内理事長】 もちろん知っています。

【盛岡分科会長】 それで、価格交渉的に言うと、皆さん方が困られるんだったら、高い価格でつり上げて最後まで交渉するということはあり得ますよね。

【竹内理事長】 この事業者は、現在の事業を1日も休まず稼働し続けないと顧客が離れていく等事業が継続できなくなると。そのためには、移転先にあらかじめ事業用の機械を設置して移行できる環境を整えてほしいとの要望がある。その機械というのがかなり高額である。

【盛岡分科会長】 その移転先に据えつけるものを。

【竹内理事長】 移転先に。はい。そういったことで、とても補償基準に合わないけれど何遍も何遍も行って、23年度で終わりですよということを重々説明しているんですが、話が全然まとまらないという状況。

【盛岡分科会長】 ちょっとこれ以上、個別の案件に深入りはできないし、それから当該の方の営業上の権利と、それから空港周辺の環境対策ということを、なかなか両立させていくための知恵の絞りどころ、それから法律上の限界と、それを賢く運用するという現場再度のお知恵の発揮のしどころなので、これ以上、ちょっと個別的に話はできないんですけど、私どもとしては、ぜひ空港周辺整備事業の1つの期限を切られた中で、お仕事は完遂といいますか、成功させてほしいということは希望しておりますので、そのために特段のお知恵を、相手さんとの協議の中で進めていただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

そうしましたら、そのほかの点でちょっと機構さんのほうにお伺いすることはございませんですか。特に、この後、私どもとして評定をしていく際に、内部評価をされたときに、組織運営の効率化という点では、高い評価をした委員もいらっしゃる反面、Aというランクであって、Sランクになかなか届きにくいところがあったんですが、もし機構さんのほうで、やはりこれはSとしての内部評価があるんだということを、もう一段、おっしゃられるようであれば、内部評価の過程で、特段、内部から出ていった組織運営上の効率化に関する取り組みというのを、少しお話しいただいてもいいのかなというように思います。いかがでしょうか。竹内様のほうで。あるいは、他の機構のメンバーの中で、1の組織運営の効率化。これは、非常に努力されたと私は思うんですけれども、非常に意見が拮抗しておったところでもございますので。どうぞ、ご発言いただけるようであれば、いかがでしょうか。

どうぞ。

【竹内理事長】 先ほどもご説明しましたように、定員をかなり減らしましたけれども、一方、民防については、非常に新しいシステムに切りかえまして、これは大変な作業量があったんですけれども、そういったことを少ない人数で対応したということ、それから新関西株式会社法への対応の準備ということで、実は、機構としては規定をどういうふうに変えていくかとか、そういった準備は既に相当やっております。そういったことを、こういう少人数の中でやったということはご了解いただきたいなと思っておるところでございます。

【盛岡分科会長】 どうしても年度評価ということになりますと、前年度に基本的な方向性が打ち出されて、成果を上げられたものを、その領域で確実に、しかしディグリーというか、程度としては前年度

よりさらに取り組まれた場合、SをつけるかAをつけるかって非常に微妙なんですよね。だから、どんどん難しくなる領域で同じ程度以上、同じ程度、頑張っておられるからSだという考え方の方と、それは前年度、基本的な方針が出ているんだから、粛々とやったのでAだという方と分かれるところがありますね。この辺は、ちょっと私どもとして後ほど議論させていただきます。ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間もございますので、とりあえず私どもとして評定に入るということにいたしますので、法人の皆様、一時、退室をお願いするということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、私ども、3分か5分ぐらい休憩しまして、その後、評定に入りたいと思います。ありがと うございます。

(休憩・法人退室)

【分科会長】 それでは、始めさせていただきます。

ただいまから、分科会としての評定ということで、あらかじめお尋ねした各委員の皆様の評定と理由を踏まえて、試案という形ではございますが、私、分科会長試案というのを資料2のほうにつくらせていただいております。これを、評定を進めてまいりたいと思います。分科会長試案のほうは、文章体がずらっと並んでおりますので、ほぼ見るべきところは、評定結果のところのランクと評定理由のところでございますが、評定理由のほうも、ただいま概ね機構のほうから内部的な評価をされたときの部分を、かなりの部分を写し込んでおりますので、集計表のほうをごらんいただきながら、分科会長試案という形でとりあえずさせていただいたものを説明してまいりたいと思います。

まず、第1番の組織運営の効率化という点につきまして、この点は、非常に人員と組織の縮減を効率的に図ってこられたと。それから、統合に向けてのワーキンググループを立ち上げて、組織のあり方を検討してきていると。基本的には、高い評価をできると思うんですけれども、先ほど申したように、従前、21年から22年にかけて、22年から23年にかけてということで見れば、前年度よりも高い評価をしたということがございますので、着実だという側と、それでも大変な努力をしているというSをつける意見とが、ちょうど半分半分ぐらいになったということでありまして、この点から、どのように最終的にするかということについては、やや控え目の評定結果Aというふうにさせていただいていますけれども、私以外の方は3人対2人ですので、AからSへ移すということもあり得るということでご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、全体をさっと説明してから、もう一度、個別に戻りたいと思います。

次の人材の活用というところは、年齢が少し上がったんでしょうか。1歳か、わずかに上がったということをBという形で評価するという意見と、それからやはりやむを得ない中での努力を続けておられるということでAと評価するかというところで、この点は、委員の方は3対2でAだったんですが、私はBをつけたもんだから、分科会長試案を、悪いほうをとってBとしたということなので、これも分科会長としてのイニシアチブでというよりは、悪いほうをとったというだけですので、もしいいほうをとれば、先ほどと同じようにAになるということかもしれません。あとは、割と、皆さん方のご意見は、

比較的一致していたように思います。

ただ、その次の事業費の抑制のところも、やや意見が分かれたところがありまして、民家防音工事の事業そのものが減っているということなんだけど、全体として目標ははるかに達成しているんだからSではないかというご意見もございまして、この点の評価についても、ちょっとご意見を賜りたい。ですから、1、2、3あたりがご意見として分かれるところかなと思いました。続きまして、一般管理費の抑制は、基本的に順調だということでA。

それから、業務の質の向上の連絡協議会の開催等につきましても、先ほどご説明等をいただきましたが、A。広報活動の充実もA。

それから、内部統制についてもA。内部統制は、人事評価A、内部統制の向上A、それから国民の意見の募集等についても、ホームページ等の改善があったということでA。職員の資質の向上も、研修結果の反映があったということでA。内部評価委員会の開催もA。積極的な情報公開、ホームページのアクセス数もふえているということでA。管理会計の活用というのはAなんですが、ちょっとこの辺、事情で、費用対効果の分析が行われたのか、結果について知りたいということはあったんですけど、これは〇〇委員さんのほうからご質問が出るかなと思ったんですが、特に今回はあえて質問されなかったかもしれませんですけど、この辺はどうですかね。

【委員】 これについては、計画のところに「費用対効果の分析を適切に行う」というふうに書いてあって。ただ、そういうことが全然ご説明が機構のほうからありませんでしたので、ここではBをつけております。先ほど機構の方から、民防の定額制を入れたり、あるいは入札で積極的に工事したりとかというふうなことを例に挙げていらっしゃって、個別に、私、そこで意見を書きましたので、個別に費用対効果の分析結果についても、一応、お知らせはいただいております。別に納得しているわけではありませんけれども。

費用対効果はすごく難しいというふうなことはわかりますが、では、なぜ計画の中にこういうことが入っていて、なぜそのことについて触れていなかったのかということでBにしているということです。

【分科会長】 ありがとうございました。

これは、ちょっと課長さんにお尋ねしたほうがいいかもしれませんが、国土交通省の事業の費用対効果に関する、国土交通省全体としての事業評価手法という形で、10年前にやったものをもう一度見直すということで、今、ずっとやっておられますよね。ああいう中で、航空事業については、空港事業というのか航空事業というのか、費用対効果というのは、特に環境、地域整備の促進という面から見た場合には、組み込まれていると考えていいんでしょうか。それは、あまり考えられていないと見ていいんでしょうか。

【課長】 環境対策事業自体が法律に基づく事業でございますし、騒音で迷惑をかけている、補償的な 事業でございますので、そういう定量的な分析まではなかなか行っていないというのが実態でございま す。

【分科会長】 なるほど。ということは、費用対効果の分析を行うという定量的な分析対象に、補償的

側面の強い環境側面は現在のところ含まれていないと、そういう理解をしていいんですか。

【課長】 そうですね。一定の民防工事の達成率などの指標で事業の、いわばアウトプット指標での評価はやっております。

【分科会長】 なるほど。アウトプット指標に基づく効果分析は行っているが、費用便益という項目に 転換して、統合評価をするということはやっていないということですね。

【課長】 B/Cというふうな、ああいうやり方ではやっていないです。

【分科会長】 やってないのに、よく書いたなというのはありますね。

【委員】 だから、書いてあるんだからやるべきだという。

【分科会長】 何でそんなことを書いたんですか。それは、我々が見逃すと思ったんですかね。中期目標、そんなことを書いてもできひんぞと。あるいは、基本的な方針としては違うよということを言うべきだったのかですね。

ありがとうございます。

それでは、その後、セグメント情報の開示等を着実にやっておられます。それから、事後評価のあり 方についても基本的にはそのとおりだろうと。

それから、次は随意契約の見直しということで、非常に目標を上回る達成であるということであり、 全体として非常に評価は高かったというふうに思っておりますが、概ねSが多かったので、私のほうで Sというふうにさせていただきました。

続きまして、めくっていただきますと、民家防音工事のほうでございますが、これも、重要な取り組みだということで、Aですね。移転補償事業もA。それから、ここは非常に、先ほどのご意見を伺って考えを少し、きちんとやらないといけないのかなと思ったりもしますけれども、大阪空港周辺の緑地整備に関しては、お3人の方が、計画に従って着実だということではあるが、22年度計画の達成ができていない、スピードアップを図られたしという面からBがお2人ですので、ここではちょっと意見を皆さん方に伺わないかんと。Aということでほんとうにいいのかどうかというのは、私自身も考えを少し見直す必要があるというふうに考えています。福岡空港周辺の緑地整備は着実だと。22年度目標は達成しているということでA。

空港と周辺地域の共生もA。

それから、予算関係、資金計画等もA。

人事に関する計画、給与水準は、若干、○○委員さんのほうから、取り組み状況が公表されているのか。どれが対象文書なのか明らかにすることができないというご意見はいただいていますが、そのほかの方は、一応、Aだということでございます。この点は、また○○委員さんのほうから、Aでいいのだろうかということも、ご意見を後ほど賜りたいと思います。定年退職者の補充、これはAだということです。

以上、評価をさせていただいた、平均的な評価でございますが、これを受けて、前半の部分から、もう一度、皆さん方のご意見を伺いたいと思いますが、まず組織運営の効率化に関する意見であります。

これをSにするかAにするかについて、皆さん方のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょう。 どうぞ。

【委員】 私はSにしたんですけれど、先ほど先生が最後に言われたように、どっちから見るかというか、まあ、確かに去年もSだったと思いますし。

ただ、大変難しい、組織を小さくしながら、組織の変更をしながら人数も減らしていくという難しいところのチャレンジなので、私は、それは評価していいんじゃないかなというふうに思いましたのでSという評価をさせていただきましたが、「計画どおりじゃないか」と言われると、確かに計画に沿ってやられているということは理解できるんですが。私は、それは評価していいのかなというふうに思ったということでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。それでは、○○委員さん。

【委員】 私は、Aにしておりますけれども、それは、1番の組織運営の効率化か、4番で、私、1人だけSをつけていますけれども、4番の③、業務運営の効率化の一般管理費の抑制というところで。どちらかをSにしようというふうに思いまして、それでどっちにしようかというふうに思ったときに、1は、やはり計画に書いてあって、それを達成していると。確かに、ご指摘のように、この状況でことしから定額制もやって、定員削減もやってとかというのはすごく大変だったとは思うんですけれども、だけど、計画どおりであることには間違いないので。でも、すごく努力なさっているというふうなことはわかりますので、それで一般管理費の抑制のほうでSをつけたということにしています。 こちらは、平成19年度比で9%以上の削減を、25.4%も削減していますし、人件費も、それから物品費でしたっけ、何かどちらも非常に削減していらっしゃるので、それで、計画との関係で言えばこっちなんじゃないかというふうに思いましたので、こちらにSをつけております。ですから、私は1か4だろうというふうに思ったんですけれども、4のほうにつけたということです。

【分科会長】 ありがとうございます。

組織運営の効率化は前年度もSでありましたが、その前はどうでしたんですかね。A、Sと、こう来たんですけど。さかのぼっては難しいよね。

言いかえると、中期計画の中に掲げてあったのは、移転補償の業務を用地補償課に集約した上で、事業第一、第二を統合し、総務部及び事業部の2部制にすると。だから、移転補償と称される枠組みというのは、いわば事業としては成熟し、フェードアウトするんだということに伴うことでありました。ですので、ここは組織対応としては、掲げたものをきちんとやってきたということだろうと思うんですね。

22年度計画は、それを受けて、目標の数値が11名、13名と掲げてあったんですね。ということですので、その人数に、少なくなるようにやったということですが、この人数をこうやるということの中に先ほど来出ている、積算の根拠になっておった民防の、いわば今まで一定のルールがあったんだけど、それを大幅に変えて効率的にしていくという業務も発生するし、当然、対応する市民とのコミュニケーションとの間で、非常に事業的なものは煩雑といいますか、ちょっと過渡期であるということもあ

ったと。そういうことをこなしながら、しかも減らして対応してきたというのは、すぐれた実施状況に あると考えていいのではないかという意見と、いや、それは中期計画、平成22年の計画どおりだと、 こういうように見るのとどっちに重点を置くかということなんですよね。いかがなものかなと。

○○委員さん、どんなものでしょう。Aとなさっておられますが。

【委員】 私、ことし初めてで、なかなか付けづらいところがあったのですが、この人員に関しては、 定員の削減であって現員の削減ではなかったような気がするんですよ。ほかの決算書か何かを見ていた ときに。組織としての定員は削減されているけど、現員、実際の人数はそこまでは削減できなかったよ うなことを。

【分科会長】 そうですか。多分、ここは空定員はないよね。全部定員と現員やね。

【室長】 あります。

【分科会長】 あるの?

【室長】 ほとんどは国とか地方からの出向ですので、いきなり切られると対応できないということで、持っているんですね。

【分科会長】 持ってるの。

【室長】はい。

【課長】 ただ、そんなに大きな乖離はないでしょう。

【室長】 ええ。そんなに乖離は。

【分科会長】 いやいや、過渡期だから7月までの間の3カ月だけよとか、そういうのじゃなくて1年間ずっとおるというケースがあるわけ。それは、ちょっと我々としては予想外の。

【委員】 そうですね。

【委員】 すみません、事業報告書の4ページに常勤職員の状況というのがありまして、そこに、前年度比11名減というのがありまして、ここで「13名削減」と書いてありながら11名となっているのはなぜですかということを、事前の説明会でお聞きしたんですね。「これは定員であって現員ではありません」という回答をいただきました。それで、定員が削減された、削減されたと言っているわりには、現員は削減されていないしということで、ちょっと評価が厳しくなっちゃいました。

【分科会長】 なるほど。

ごめんなさい、何ページになりますか。今、ご指摘いただいたのは。

【委員】 事業報告書。

【分科会長】 資料1の業務実績報告書?

【委員】 いや、事業報告書です。

【委員】 資料4です。

【分科会長】 ああ、これの。

【委員】 4ページの(5)ですね。

【委員】 常勤職員の状況ですか。

【委員】はい。

【課長】 11名減の17.7%という打ち方をしているんですが。

【分科会長】 11名減。困ったな。これを確認しておくべきやったな。

【課長】 まだ総務部長とか、いますか。

【分科会長】 だれかいますか。ちょっとここだけ確認してもらえますか。

【課長】 ちょっとこちらで説明してもらうように。

(休憩)

【分科会長】 すみません、議事録を再開してください。

ちょっと、ご意見を伺うべき案件として、今、1、2、3、4ぐらいを、少しご意見を伺ってということなんですが、人材の活用は、定量的な数値だけ見ればよくなっていないということで、Bにさせていただこうかなとも思ったんですが、ご意見の多数は、3対2ですが、Aではないかということですけど、この辺はいかがなもんでしょうか。

【委員】 すみません、私、ことし初めてでどうもBを付けるのを遠慮してしまったところがありまして、Bを付けていいんだということがわかりましたので、気持ちとしては、2番に関しては実際はB評価なんですよ。「若い人を採用する」と言いながら、業務が難しくなってきて若い人が採用されていないということは、目標が達成されていないということではないかと考えております。外に出したものはAと書いたんですけれども。

【分科会長】 では、これはもしかしたらBでよろしいですかね。

【委員】 ええ、Bでいいんじゃないですか。

【分科会長】 ○○委員さんは、ちょっとご異論があるそうなので、どうぞ。

【委員】 平均年齢って、もうそんなに際限なく下がるものじゃないと思うんで。もうそろそろ、こんなもんなのではないかというふうに思いましたので、私は、Aにしております。ただ、ちょっと2歳も上昇しているんですけれども。

ただ、私がAをつけたのは、年齢もありますけれども、ですから若い人材の登用とかというふうなことはありますが、一方で、つまりそれに伴って人件費が上昇していなければそれでもいい、年齢は上がってもいいのではないかというふうに判断しましたので、それでAをつけております。別に、ここはBだと言うんでしたらBでも結構ですけれども。

(機構総務部長入室)

【分科会長】 すみません、それでは少し戻りますけれども、実は、組織運営の効率化のところを検討しておりましたんですが、定員削減は大変努力されているので高い評価をしたいという意見と、実は、資料の中の事業報告書、資料4を見ますと、その中にページの4ページの半ばぐらい、常勤職員の状況というのがあるんですね。これの、11名減で17.7%減だと書いてあるんですね。この11名と、評価の中で扱われた13名定員減という間にちょっとギャップがあって、説明の仕方としては、定員は13名減だけれども現員は11名減だということだという説明を受けたという。それだと、本来なら現員

のほうで組織運営の効率化というのは評価すべきではないかという意見が、ちょっと我々の間で出ているんですね。その事実関係を確かめたかったんです。

【総務部長】 11名になっているという、もともと13名を減にするのが11名しか減っていないということですけれども、もともと定員は1年間いると仮定しておりますが、国の異動の関係で、特に航空局は定例が4月ということで定まっておりませんでしたので、要するにその国の者を帰すために異動させるには、話があった例えば10月なり12月なり、前倒しで欠員を抱えないと、その13名の定員の削減の執行ができないという形なんですね。その時点で定員をもらってしまうと、その人はもう帰れなくなるんで。毎年4月にきれいに交代ができるんであればいいんですけれども、国の場合は月に関係なく異動がございますので、その時点で欠員を抱えないと実行の定員削減をすることができなくなるということで、13名がなぜ11名かというと、要するに実員で事業報告は記載しておりまして、もう既に定員削減というか、異動で帰して交代をもらっていない形になっております。

この業務実績報告のほうは、実員じゃなくて定員でやっておりますので、要するに組織表どおりの数 からの減員。この事業報告につきましては、実人員の異動ということで示しているので、その数字が違 うということになります。

だから、トータルの組織の数の最後の60数名というのは同じ数なんですね。定員としては、83名から70名へと減ったんですけれども、実際、途中の時点で先に帰していますので、途中の時点では81名しか職員の常勤がいないということになっているんですね。81名から70名にすると、11名しか減っていないということですね。本来は、職員は83名配置して事業をやるべきですけれども、そこは異動の関係で、定時に、年度末ですね。だから4月にその13名の減をクリアするためには、途中の段階でもう帰さざるを得ないということで、前倒しで2名を削減しているということなんですね。

【分科会長】 だから、22年度の事業としては、定員が削減されているということを非常に高く評価するのかということですよね。実際には、22年度末にはもう2名だけいらっしゃったわけなんですか。

【総務部長】 ええ。22年度末までに13名減らすことですけれども、先に途中で欠員を抱えてなったということなんですけれども。難しいでしょうか。

【分科会長】 いいえ、難しくないんです。

【総務部長】 先に帰して、少ない人数でやったということは言えると思うんですけれどもね。

【委員】 やっぱりわかんない。22年度末にはどうなったっていうことですか。

【分科会長】 22年度末の時点では、末の時点では、その方は2名いらっしゃったんやね。

【総務部長】 22年度ですから、22年度末はいません。

【分科会長】 いないのに、何で11名減なんですか。

【総務部長】 すみません、21年度に前倒しで帰しているんです。失礼しました。21年度に既に帰していたということです。

【分科会長】 わかります、わかります。それはわかります。

【委員】 21年度の段階で、定員よりも2人少なかったということですか。

【総務部長】 そういうことです。実員として、そのタイミングで帰さないと22年度の末には達成できないということがわかっておりましたので、そこはやりくりをして、2名を先に、21年度中に帰したということです。

【委員】 そうか。21年度末では定員に満たないので。

【総務部長】 満たない。83だったものの、実際は81しかいなかったということです。

【委員】 なるほど。

【総務部長】 すみません、ちょっと説明が不十分で。

【分科会長】 それを、どっちへ評価するんだろうね。我々としては。定員を削減してということは、 管理対象になっているから、それを評価するんだということであれば、その定員を削減するという行為 そのものの発生した年度の評価を高くするということでいいわけですよね。

【総務部長】 そうですね。21年度途中から削減したということは、22年度はすべて削減できたということですから、達成はしているというところですね。

【委員】 その21年度の末の2名の減員というのは、21年度の評価の中には入っていないんですね。

【総務部長】 入っていないということです。

【分科会長】 ということは、変な言い方ですけど、この秋にも、そういう前倒しで帰すこともあるということですか。

【総務部長】 そうですね。そういうケースがあれば、もう組織縮小が決まっていますから、帰さざる を得ないということはあると思います。だから、同じようなパターンが来年あるかもしれません。

【分科会長】 だけれども、それは来年度の、今の開かれるところで評価対象になっておると、こういうことなんですか。

【総務部長】 そうですね。

【分科会長】 そういうことやね。

【総務部長】 はい。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 では、この点については特に私ども、機構様のほうから伺ったということにして、この後、私たちの最終評定をしたいと思います。ありがとうございました。すみません、お呼び出しをして。

(機構総務部長退室)

【分科会長】 では、いかがでしょう。今のことを伺った上で、組織運営の効率化は、定員削減に向けて実質上、今の制度下の中で最大限の努力を払うために、先に帰して定員を削減するということを行ってきているということの努力を考えて、Sにするかというのはいかがですか。

【委員】 私も、どちらかといえば、今の考え方のほうがいいんじゃないかと。Sにすると。

【分科会長】 先ほどの、実態に合わせてという点ではね、

【委員】はい。

【分科会長】 ○○委員さん、いかがでしょう。

【委員】 はい、結構です。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【委員】はい。

【分科会長】 では、これは○○委員さんもよろしいですか。

【委員】はい。

【分科会長】 では、Sということにさせていただきます。

人材の活用、AとBが若干入れ子になったような状態ですが、若い人たちというのはなかなか大変だということを受けて、Aにするか、それとも定量数値のほうは確かに2歳程度、年齢が上がっていると。 人材の活用度は進んでいるとは言えないということで、Bにするかということですけれども。どちらにしましょう。どちらも、きょうご出席の方は私を除いてAなんで、皆さん方が「Aだ」とおっしゃったら私もAにしますし。Aにしましょうか。ご欠席の方がBなんですよね、どちらかというと。

事情が、きょうの議論を伺った上で、1歳はどうしたってほっといてもふえるんですね。だから、そのもう1歳は何でお1人、年配の方を採用されたのかということになるんだけどね。年齢は1じゃないです。60名ぐらいいらっしゃるから。ちょっと年の方を採用されたということになる。

はい、○○委員さん。

【委員】 今、定削のこともお伺いしましたけど、前倒しで定削もなされていて、かつ今年度から定額制が始まって、すごく業務は大変だっただろうというふうに思うんですけれども、そういう中で、やっぱり業務に熟練した方がやっぱり必要だったんじゃないかと。ことしは特に。というふうに思いますので、やっぱりAでいいんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども。

【委員】 先ほどの理事長のお話のように、やっぱり残っている物件が大変な物件ばっかりというか、そういう感じであるので、ことしについて若返りのところはそれほど大きく見なくていいというか、やはりそれはここに目標として数値が出ているので、それよりはおかしいじゃないかという話になると思いますが、ここのところは私はいいんじゃないかなと思いますので、Aでいいんじゃないかなと思いますが。

【分科会長】 それでは、ご意見を承って、年齢バランスの改善、下がる、組織の活性化という目標に ふさわしい人材の任用を行ったと。必ずしも若いというだけではなく、専門的知識、効率的な業務運営 に資するような人材を登用し、組織の業務と、それから人員との関係の中で最大の努力をされていると いうこともあるので、Aにしましょうか。

では、Aにさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして事業費の抑制はSがお2人なんです。事業費そのものは、民家防音工事の削減というものが、非常にこの事業費そのものとしてはあるのではないかということですけれど、この点はいかがでしょうか。受託事業が減少したので、結果として事業費が減少しただけであったから、事業費そのものを意図的に、それ自身の目標ということでも必ずしもないのではないかというご意見ですので、この点は、きょう出席の方が全員Aですので、特段、○○委員、○○委員のご意見を反映するかどうかだ

けなんですね。特段、反映する必要はないということであれば、もうAにさせてください。

では、続きまして一般管理費につきましては、先ほど○○委員さんのほうから、組織運営の効率化と、 ある意味ではつながっているので、そちらをSにするということもありましたので、これはAというこ とにさせていただきます。ありがとうございます。

それ以降は、ほぼ、特段、問題がないように思います。随意契約の見直しに関する○○委員さんの見直しされたのは1件。20年を見た場合には、1件のわずかではないかということでありますが、この点はいかがでしょうか。私としてはSでいいのではないかなと思うんですけど、ご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょう。

今のところ、競争性のない随意契約を一応5つ挙げておられたんですね。見直し状況。20年度は6件。22年度は、競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合。だから、一者しか応募しないという割合をぐっと減らしてきているというのも、取り組み状況としてはすぐれているんじゃないかということも含めて、ちょっとSにさせていただいたんですが、よろしゅうございますか。

【委員】 それで結構です。

【分科会長】 では、これはSということにさせていただきます。

あとは、再開発事業の○○委員さんのBがございますが、これはどんな感じでしょう。中期計画に明 記された期限までの達成は出来なかったけれども、順調で優れたという、Aぐらいまでいくかどうかと いうことなんですけど。○○委員さん、これはいかがですか。

【委員】 これは、20……。

【分科会長】 25か6かな、この辺かな。福岡空港。

【課長】 26ページ以下ですか。再開発事業。

【分科会長】 再開発事業ですね。どこになるのか、再開発事業、はい。

中期目標までは行っていないということなんですが。期限まで、達成はできなかったと。

【委員】 中期計画では、22年度末までに廃止するということになっているわけですよね。

【分科会長】 いたんですけど。

【委員】 あと3つだか何だか残って。3件? 4件残って。7件のうち4件残っております。ですから、ちょっととてもAがつけられない状態なんではないかというふうに思いましたので、Bにしております。

【分科会長】 中期目標・中期計画が22年末と言っているんだから、23年にないじゃないかと。2 2年がエンドじゃないかということなんですね、ご意見としては。そのうち、7件のうち4件が残っているじゃないかということですね。

【委員】 すごく大変な事案だとは思いますけれども、半数以上残っているということですね。

【分科会長】 これは、確かに中期計画の22年度というのを見れば、なかなか大変やと。年度計画が、 それを受けて22年度までというのを明確に書いていないですね。22年度の計画にね。そこが問題や ったかな。 「見極めつつ、引き続き」なんていうのが書いてある。「調整」と書いてある。ということは、これは どういうことかというと、基本的には、国が進めるということとの関係もあるということですか。

【課長】 これは、極力、廃止に向けて調整を図るというふうな形の、何と言いますか、そういうふう に努力するというふうな形で、22年度計画が書いていますですね。

【分科会長】 ですね。

【課長】 はい。それはもちろん委員の皆様のご判断ですけれども、要するに、どういうふうに機構が 努力をするかというふうな。

【分科会長】 これは、ちょっと、伺い方としては、機構のガバナンスで進められるものと、お国とか 地方自治体との連携の中で機構が果たす役割という部分でのというのと、どのぐらいを考えたらいいん ですか。ちょっと、ご意見をください。

【課長】 これは再開発事業ですから、移転補償跡地を国が機構に貸し付けて、機構が上物を整備して 民間に貸し付けるという事業です。

【分科会長】 ですね。

【課長】 はい。ですから、これは事業継続あるいは廃止については、機構のほうが主体性を持っておるというものでございます。

実際、なかなか全事業を廃止できないというのは、これはやはり相手方との関係が、それぞれ、倉庫ですとか家電事業ですとか駐車場事業ですとか民間事業者がおりますので、なかなかすぐには解約はできないと、そういうふうな相手方との関係で、まだ全廃止には至っていないということでございます。

あと、国が進める国有地処分計画の動向というのが、そうは言っても国のほうが、すぐにこの土地、 移転補償跡地で、何か具体的に必要なんだというようなことになると、また話は別なんですけれども。 そういうのを見込みつつということで、これは直接理由にはなっていないかもしれませんが、第一義的 には、機構がどういうふうにやっていくかということだと思います。

【委員】 これは、もしこのまま残ったりしたら、どうなるわけですか。経営統合された後。

【課長】 大阪の経営統合後でございますね。これは、第一義的には、新関空会社に事業が引き継がれますので、新関空会社がどういうふうに対応していくかということで、やっぱり一定の新関空会社の判断によるというようなことになると思います。この計画自体は独法の中期計画ですので、事業移管後は新関空会社が実施主体となりますので、やはり一定の経営判断、地域との共生をどうやって図っていくかというのは、新関空会社の判断というのが入ってくるというふうに考えています。

【委員】 すみません、これって、国有地を処分するから返してという話じゃなかったでしたっけ。 【分科会長】 どうぞ。

【課長】 おっしゃいますとおり、基本的な考え方は、出ていってもらって国有地の更地にして、それで処分するということですね。

すみません、1点ちょっと補足ですが、底地についてどう帰属させるかは、まだちょっと検討中でして、新関空会社に移管するのか、それとも国有地として残すのかは検討中でございます。国有地に残す

というのは、やはり国の財産として持っておく必要があるのかどうかというようなことになってきます ので、そこのところは、ちょっとまだ詰めているところでございます。

【委員】 今、新関空会社の判断とおっしゃったので、あれ、そういうことだったっけと思ったんですよ。それでお聞きしました。

【課長】 契約の主体は、新関空会社がどっちみち引き継ぎますので、貸主としての立場ですね。ですから、移管後は新関空会社がどういうふうに判断するかというのが入ってくるかと思います。

【委員】 そうなんですけど、そもそもは国有地の話だったということで、判断以前にそういう話になったんじゃなかったかと。

【課長】 おっしゃるとおり、国有地として早期に売却が必要なんだという要請が、国有地として残す場合は出てくるかもしれませんけれども、底地を、出資するかどうかは、今、ちょっと検討していますので、その検討結果を見て、どういうふうにやっていくかということになると思います。経営統合の24年7月めど以降はですね。

【分科会長】 ということは、少なくともこの22年度の計画を立てた時点では、経営統合の話はなかったわけですよね。だから、この機構としての目標の立て方と、業務の推進の過程においては、従前の枠組みでやってきたわけよね。

【課長】 そうです。

【分科会長】 従前の枠組みでやってきたんだけど、第1種区域内で行っている事業については、その 廃止をしていくということなんで、それで早くやらないかんということは、どういう受け皿になろうと 既定の方針であったと。22年度においても。だから、その部分の評価は掲げた目標との対応で評価す るということですよね。

そうなると、達成の度合いは、Aとつけるにはちょっと厳しいんじゃないかと、こういう話やね。○ ○委員さんは。しかし、これ、難しいな。どうしますかね。

【委員】 これは、この中期計画で機構が平成22年度末までに廃止するというふうに、既に、大分前にお決めになっているのは、先ほどご指摘がありました、その国有地を返してもらって、売却する、そういう既定方針に基づいてこういう計画をお立てになっているということですよね。

【課長】 そうですね。この計画自体は、国有地を処分していくという考え方に立って作っているものでございます。それはおっしゃるとおりです。

【分科会長】 そのとおりだね。

【課長】 そういう枠組みですから。

【委員】 いやいや、それが残ったら底地自体もどうするとかという話になるのはちょっと変なんじゃないかとちょっと思うんですけれども。

【分科会長】 ごめんなさい、7月以降の話ですか。

【委員】 ええ。

【分科会長】 7月以降の話は、今、我々の評価の直接の話ではなくて。

【委員】 ですから、それは置いておいて、今、この段階では、とにかく国有地を早期処分したいと。 しかも、22年度中にとかという話なので、全然出来ていないじゃないですか。

【分科会長】 全然出来てないけど、契約は単年度でしたかね、これ。ちょっと、事務局。

【事務局】 ちょっと説明させていただいてよろしいですか。

この1種区域から再開発事業を廃止するということは、現在の中期目標・中期計画を作るときに、行 革事務局のほうから指摘を受けまして、そのような扱いになっております。ただ、これ、実際、再開発 事業というのは、国から借りた土地の上に建物であるとか工作物を機構が造成しまして、例えば減価償 却期間を原則といたしまして、10年であるとか20年の期間で貸しております。

ただ、減価償却期間が、通算契約期間と言っておりますけれども、この中期目標を作ったときには、 それがまだ残っているものについてもすべて追い出しなさいよというような考え方で、この中期目標・ 中期計画が作成されました。

実際、機構も、国も、そのつもりで折衝に当たったんですけれども、やはりまず当初の約束、10年なり20年が残っているものについて追い出せるかというところで、弁護士さん等に相談した結果、やはりそこはなかなか難しいんではないかと。借りるほうからしたら、10年という約束で借りたのに、2年、3年で出ていけというのは、あまりにそれは話が違うじゃないかということで、出ていける方、7件のうち3件については出ていっていただいたんですけれども、ここにまだ通算契約期間のある現在の4業者につきましては、その当初の通算契約期間である期間については、やはりなかなか強制的に退去していただくのは難しいのではないかということで、今、4件が残ってしまっているというのが現状でございます。

【分科会長】 そういうこと。

【委員】 それは、計画自体が変ということですよね。

【分科会長】 計画自体が変?

【委員】 計画自体が変だったら、もう絶対B。絶対Bです。

【分科会長】 最初のスタートの時点では、それは伺ったんですが、22年というように書いてあったという中期計画の、今年はちょうどその年度であるということについての、評価委員としての、よりシャープな視点というのを持つべきやということについては、改めて、我々、今、確認をしたわけですよね。その上に立って、中期目標・中期計画・年度計画と称するものの立て方に関する問題もありと。特に、24年度、7月から変更するという大きな枠組みもあって、そこへの移行もこれから大変ですし、国と関係者との間になって、機構は、7月までの間に非常に大きな努力を払わないかんという状況の中で、もう一度、その中期計画・中期目標・年度計画の是非も含めて考え、それから次年度以降の見通しというのも勘案すると、これはとても順調な推進状況にあるということは難しいというのが、今の議論の中で確認をされてきた。着実に計画が実施されているとは言いがたいということですよね。なかなか厳しいんですが。

【委員】 すみません、1個、確認なんですけど、これ、当初の契約上、10年なら10年で、国が「返

せ」と言ったら途中でも返さなきゃいけないよという条項がついていましたかという質問が1つと、も う一つは、あと何年ぐらい残っているものなんですか。その残りの4件の契約が。

【分科会長】 特記事項というか、そういう読み取れなくて弁護士的に言うと、これによって出ていってくださいというのは、民法上、是であるというように判断できるかということ。それから、あとどのぐらい残っているかと。なかなか難しい。その文言までは難しい。

【室長】 機構と、いわゆる借り主ですね。その契約上は、やはり10年とか20年になっています。 それで、借り主の情報としては、それが国有地で返さなきゃいかんというのは、情報は借り主のほう には入っていません。

【分科会長】 甲乙で言うと、甲しかわからない。甲と乙としての関係しかわからないと。

【室長】 それで弁護士さんと相談したときに、それは裁判して負けるから、それは通算契約期間が終了しないとできませんと。

【分科会長】 当然だわな。

いやいや、しかしそれは。

【委員】 契約は何年ぐらい残っているんですか。

【室長】 最長で20年の契約がありますので、5年ぐらいしかたっていませんので、あと15年ほど 残っているかと思います。

【委員】 それで、出しちゃうつもりでいたんですね。

【分科会長】 大変やろうな。

【委員】 あの中期計画って、いつつくったんですか。

【室長】 20年度。

【委員】 では、そのときにもう既にそのことがわかっていたわけでしょう。20年度ということは、まだ1年から2年ぐらいしかたっていないという物件もあるということはわかっていたわけですよね。

【分科会長】 あのときは、行革本部がえらい力を持ってはったからね。うわぁ言うたら、「へいへい」 とみんな流れた。これはいかんと思った。

【委員】で、書かなくちゃいけないとかって。

【分科会長】 我々も、それを見て「おかしいやないか」とも言わなかったんだね。我々が言える立場にあったかどうかわかりませんけどね、それは。我々は、正確に言うと言える立場にはないんよね。

【委員】 ない。計画自体についてはないです。

【分科会長】 計画についてはね。計画と達成状況の点検はすると。

【委員】 「計画に基づいた」ですね。「計画自体」じゃなくて。

【分科会長】 そうそう。

【政策評価官】 一応、中期目標と中期計画に対して、当委員会は意見を言うことはできる仕組みにはなっていて。

【分科会長】 なっているけれども、例えば、24年度以降について何か言えるかというと、24年の

会議で設定されますかね。

【事務局】 当然、意見をお伺いすることにはなります。次期中期目標につきましては、ご意見をお伺いすることになります。

【分科会長】 この廃止するというのは、新規事業の着手を廃止するということではなかった。事業を、 そのまま廃止というかやめちゃうと、そういう意味ではない。今のような議論から言っても。返して、 事業の枠組みそのものをなくしてしまうと、そういうことを理解すべきであると。

【室長】 第1種区域での再開発事業は、やらない、廃止と。

【分科会長】 やらないということは、瞬間的にオフになると。事業継続もなしと。今までやってきた やつを。

【課長】 一定の経過措置は認めるという話でしたね。

【室長】 19年度の独法の整理・合理化計画の中では、再開発事業については、第1種区域で行っている事業については、一定の経過措置期間終了後、事業を廃止するとうたわれている。

【分科会長】 19年でね。

【室長】はい。

【分科会長】 その「一定の期間」というのは、19年から22年の間だというように理解されたのか、問題はそこやね。22年までには、新規はもう一切やらないし、それを推進している組織も、いわば解散に向かって、あるいは整理に向かってやっていくと。しかし、契約されているものの移行措置はどのぐらいの期間かということは、その時点では定かでなかった。それがだんだんはっきりしてきたと。

【室長】 そうですね。

【分科会長】 どうしましょう。やっぱりこれはBしかしようがないね。

【委員】 しようがないですね。

【分科会長】 では、Bにさせていただきます。ちょっと私たちの側の対応も含めて、考えていく必要があるというように再確認いたしました。

それでは、続きまして、その後、ずっと特にAはよろしいんですが、ちょっと問題のある大阪空港周辺の緑地整備という、これですね。これについては、スピードアップを図られたい、22年度の計画を達成できていないと。この点を指摘されています。この点、〇〇委員さん、いかがでしょうか。先ほどの件です。緑地がまだぱつぽつと残っておると。緑地整備に向かって、まだ買収が終了していないと。ところが、事業は認可上、既に間もなく終了すると。第1期に関しては。しかし、まだここに書いてあるね。23年3月24日の大阪空港周辺整備何とかの幹事会において、緩衝緑地第1期――これは緩衝緑地か。閉鎖緑地じゃないのか。緩衝緑地か。「第1期及び」と書いてあるから、第1期についても、23年3月24日においても、これ、「引き続き検討」と書いてあるね。だから、極端にあの時期にオン・オフじゃないという、ある種の判断が地域関係者の間でなされているという。

ということを考えたときに、22年度の計画は達成できたのか。「22年度にやる」と言っていたのか どうかが判断基準になると思うんですね。とりあえず残っているけど、残っていることをもってBとし なくてもいいんじゃないかという意見もある。そこのあたりですね。

【委員】 残っている部分は、さっきからずっと出ていますように、非常に大変な部分ですね。だから、 それが残っているからBだというのは、ちょっと酷かなという感じがしないわけではないんですね。

【分科会長】 これ、どうしましょうね。22年度は、第1期は0.84~クタールを買収し、終了を目指すと。このうち、0.34を買収したと。残っているのは、0.5だと。それから1.87の造成・植栽は目標どおり達成したと。0.5~クタール残ったと。残ったのを、「終了を目指す」と書いてある。「目指す」ということとの関係やと。

【委員】 そうですね。

【分科会長】 「目指す」というのと「事業を廃止する」というのとは、ちょっと違うんだけど。ここの「目指す」というのは、この中期計画・中期目標・年度計画そのものの文章ですかね。「目指す」というのを、そのまま理解していいんですかね。「目指す」は、「終了する」とは書かないというあやがありますから。

【課長】 目指すということ、これはその重みを載っけてあるんですよね。

【分科会長】 そこの読み方なんです。先ほどよりは、目標そのものの記述がややアプローチの仕方で も是であるという含みなんです、これ。文章。

【委員】 こっち側に向かっていればいい。

【分科会長】 向かっておればやね。だから、Aでいいのではないかというニュアンスがあるんですけ ど。よろしゅうございますか。

【委員】 先ほど、何か四角の、工場かな、工場の土地以外にも何かあるとかという。

【室長】 あります。

【委員】 ほかは、どういうところなんでしょうか。

【分科会長】 それは、また法人に聞かんとわからへんね。いるかな。

【課長】 知っている人がいれば。

【分科会長】 ただ、あまり時間を使えないので、どうしても1時までに終わりたいんよね。皆さん方もあれでしょうけれども。

これは、ちょっと今、伺っている間に、総合評価のところ、意見のところを、できるだけいろんなことを書いていただく必要がありそうだなという感じがするんですよね。来年度に向けてのこともあるし。

【委員】 やっぱり、タイムリミットの問題がありませんか。24年7月には、もう終わらせなきゃいけないものも結構あるんじゃないですか。

【分科会長】 あるんですね。ですので、ちょっと私どもの意見の中に、24年7月に予定されている機構組織の改変と移行に合わせて、それまでに終了すべき業務と、移行することで特段の問題のないもの、移行に当たって協議をしながら、かなり急いで対応しなきゃならないということの、業務をきちんと仕分けて効率よくやってくださいと、何かそういう文言を入れる必要があるかもしれませんね。

【委員】 ちょっと気になったんですけど、32ページに、一番最後のところで、23年度においては、

緩衝緑地第1期事業について、事業認可期間内である平成23年度末の整備完了ということは、23年度までしか事業認可がされていないということですか。

【課長】 そうですね。これは、23年度末が。

【委員】 ということは、24年7月どころの騒ぎではないわけですよね。

【課長】 この都市計画事業は、そうです。23年度末が認可期限ですね。

ただ、これはどういうふうに捉えるかなんですが、かなりの部分は概成しているというのと、あと、 やはりどうしても、働きかけはするけれども、応じていただけないものは、これはいたし方ないところ がありますので、そのあたりをどういうふうにとらえるかだと思います。

【委員】 時間切れ、もうおしまいと。

【課長】 地権者が応じていただけない場合は、それはやむを得ないですね。

【委員】 つまり、それをもって整備完了とするということですね。

【分科会長】 大変やろうね。当該の都市計画の審議会にかけなあかんね。事業終了と出さないかんから。

【課長】 いや、それは何かの認定を受けるとか、そういうことはないと思うんですね。

【分科会長】 なるほど。─部は残っているけど、それは最初の認定と大きく変わるものではないと。

【課長】 その事業計画期間で、この区域の整備を行うということですので、それ以降、何かそれが完了したかどうかを公の機関が認定するとか、そういうことにはなっていないです。

【分科会長】 ならないですね。

【委員】 そういうものなんですね。

(機構・総務部長入室)

【分科会長】 すみません、また再びお呼びして申しわけないんですが、大阪空港周辺の緑地整備の議論をしているときに、0.5~クタール未買収があると。工場の話は伺ったんですけど、それ以外にもぽつぽつ残っている。ですので、22年度計画の達成ができていないということを強目に判断するという見方もありまして、ぽつぽつ残っているのがどのぐらい残っているのかと。それから、事情は特にあるのかということについて伺いたいと。

【総務部長】 はい。この地図ですけど、先ほどこの部分だけとご説明しましたけど、実は、ここのこの部分も買収ができていない部分が二、三カ所。こちらのほうの、この辺ですね。この辺のところで数カ所ございます。

【分科会長】 それぞれは交渉しているけれども。

【総務部長】 そうですね。交渉は何度も行って、今の工場と同じような形で、いろいろな事情がありまして。途中まで話が進んだりはしたりするんですけど、いざとなると、やっぱりだめだとかですね。中には、初めから「動かない」という方もいらっしゃるとは聞いておりますけれども。

【分科会長】 その場合は、1カ所じゃなくて複数件数が、都市計画事業としての事業が一部虫食いのまま残るということも、23年度末ではあり得ると。

【総務部長】 そうですね。

【分科会長】 事業そのものは、期限がその時点で終わると。

【総務部長】 はい。そのようになると思います。

【分科会長】 そのことは、先ほど来、何度も伺っていますけど、当初の目的である緑地を造成するということの目標の達成に大きな支障はないと。

【総務部長】 全体的な大きな面では支障はないと考えますが、ただ個々のものについては、形というか、全体像は完了できなかったということにはなると思います。

【分科会長】 それは、緑地整備の掲げた事業そのものは達成できていなかった。22年度に関しては そうなんですけど、達成できていないというように判断されても仕方がないということですか。

【総務部長】 そうですね。

【分科会長】 あと、そうしたら、関連する、さらに先生方のご質問があれば伺っていただきたいと思いますが。

【委員】 その完了していないというのは、23年度末で完了していないというふうに判断をするのか。

【総務部長】 はい。今の時点でまだ契約に至っていませんので、非常に難しいのではないだろうかと。 交渉は続けてまいりますが、状況としてはなかなか厳しいのではなかろうかという。

【分科会長】 この3月24日の幹事会において、利用緑地、豊中市の緩衝緑地第1期に係る今後の方針については、国及び関係自治体により引き続き検討することになったと。「検討することになった」という中身として、国及び関係自治体と調整を図りながら、事業期間内である23年度内の整備完了を目指すこととしているということの基本的な方針が23年3月にも確認されたと。それで、現在、4カ月ばかりたったが、前進は図られていないと。

【総務部長】 そうですね。具体的な契約締結に至るということはない。

【分科会長】 その今後の方針というのは、現在の協議を進め、整備完了を目指すという方針そのものは、現時点でも変わらないと。

【総務部長】 そうですね。終わるまでは努力を続けるという。

【分科会長】 期間が終わる、3月31日を迎えるまで。

【総務部長】 ええ。努力は続けるという。

【分科会長】 なるほど。ということだそうです。

【委員】 すみません、1個、質問です。32ページに、緩衝緑地第1期及び緩衝緑地第2期とあるんですけれども、第2期の話はこの地図には全く出ていないんですが。

【総務部長】 第2期は、事業認可を経ておりませんので、事業計画決定はしておりますが認可を得ておりませんので、まだ整備をするという事業認可が得られていないんで、今は整備対象じゃないということですね。

【委員】 それは、誰がやるんですか。この後。だって、しなければならないわけですよね。

【課長】 そうですね。事業認可が、まだ事業認可申請とかそういう段階に至っていませんので、事業

が具体化していないということですね。したがって、機構の実施対象にもまだなっていないということです。

【分科会長】 非常に答えもしにくいし、だれが判断するのかというのは非常に難しいんでしょう。地元協議の中では、緩衝緑地第2期という枠組みについて、機構が株式会社に変更される場合は、機構が持っていた役割は株式会社の中でも果たしてもらうことが前提で、機構の変わり方については了解したというのが彼らの立場ですよね。地元の立場はね。だから、今後、協議する中の枠組みの中には残っているという理解を彼らはしていると思うんですけど、国がどういうふうに考えられるかというのは、ちょっとまだわかんないね。国はどういうふうに考えて。

【課長】 そうですね。ちょっとまだ、これは具体化しておりませんし、どういう事業手法があるのかとか、いろいろな幅広い検討が必要ですので、ちょっとまだ具体的に申し上げる段階には至っていません。

【分科会長】 そういうことですね。

【委員】 もし、その第2期が認可されるとして、この第1期の残りもそこに入るとかいうことはありますか。

【課長】 すみません、それはないというふうに認識しております。

【委員】 これはこれでおしまい?

【課長】 はい。これはこれで、移転の事業期間をとって都市計画事業というのはやられていますので。

【分科会長】 それじゃ、各委員さんのほうで、この20の項目の緑地整備に関する評価のほうは、機構が退席されたらできるということになりましたでしょうか。よろしいですか。特に、さらにご質問を伺う必要はないと考えていいですか。

【委員】 1点だけ、すみません。33ページのその図で、先ほど平成23年度以降、整備予定箇所、 ブルーのところですけれども、真ん中からちょっと左側に走井広場と。そこを、何か道路というか、そ こも一部青くかかっていますけれども、そこも整備できないということですか。

【総務部長】 道路の部分は、大丈夫でございます。

【委員】 ここは、道路の部分はできる?

【総務部長】 道路の外れたところが。

【分科会長】 道路は開通すると。

【総務部長】 道路は大丈夫です。

【委員】 その道路2つに挟まれた三角形の部分の。

【総務部長】 その一部ですね。

【委員】 わかりました。

【総務部長】 緑に近いところが、一部。

【委員】 お住まいになっている。

【総務部長】 お住まいもありますし。

【委員】 事業所もある。

【総務部長】 事務所建て、工場建てというか、ございます。

【委員】 わかりました。

【委員】 総務部長がいらっしゃるうちに、もう1個だけ。34ページの福岡の進捗状況って数字が出ていないんですけど。

【総務部長】 緑地のですね。

【委員】はい。

【総務部長】 評価については、都市計画決定を打っているわけではありませんし、その緑地計画という大きな枠組みが定まっているわけじゃないので、買収できた3種地域において、一定の面積を確保できたところから整備をしていくというのが基本でございますから。なるべく、近くに既存の緑地があれば、あわせて一体の緑地にするとか、そういう手法で福岡のほうはやっております。

大阪と違うところは、都市計画をやっていませんので。

【分科会長】 それと、これは、造成された、植栽された空間は、空間制度上で何と呼ぶんですか。

【総務部長】 緩衝緑地。

【分科会長】 空港周辺の附帯施設になるんですか。

【総務部長】 そうですね。音を緩衝するという、その3種地域において周りへの音の拡散を防ぐため に植栽をしてというところでですね。

【分科会長】 それぞれ工夫なさって、制度を活用なさっておられるのね。

【委員】では、終わりがないわけですね。

【総務部長】 そうですね。今のところ、もう先が見えているというところではないということですね。 【委員】 どこで終わるかは。

【総務部長】 そうですね。一定の新たなそういう都市計画とかいう形がはっきり出れば、終わりというのは多分定まるんでしょうけれども、今はそういう設定をされていませんから、その3種地域においては、緑地をつくるべしという、騒防法にうたわれていますので、それに基づいて、できるところをある一定の面積が確保できた時点で整備していくということですね。自然と、周りに緑地がだんだんふえていっているというところなんですね。

【分科会長】 3種のところでね。

【総務部長】 はい。ちょっとここに絵がないので、ここだけぽつんというような感じになっていますけど、実際は、○○先生も御存じのように周りに緑地がたくさんございますので。

【分科会長】 では、これはまた中期計画・中期目標達成の度合いを見るときには、整備された緩衝緑地のそれぞれの分布図みたいなものもあわせてお示しいただいて、また委員の皆さん方が議論すると、そういうことやね。そうなりますね。とりあえず、当該年度はこういうことやということでね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、とりあえず大阪空港、福岡空港の20番、21番の評価を、この後、改めてやりますので、部長さん、どうもありがとうございました。すみません。また呼ぶかもしれません。どこか、その近くに。

【総務部長】 はい。

【分科会長】 すみません。申しわけない。もうそろそろ終わるつもりでやりますけど。

(機構・総務部長退室)

【分科会長】 では、結論的ではありますが、スピードアップを図る側でBにするか、非常に大変といいますか、それぞれの状況の中で、22年度の計画はほぼ達成しているというように言うかって非常に微妙なんですが、一声お願いしないことには差が出ませんので、○○委員さん、いかがですか。

【委員】 私は、22年度の評価としてはAということでいいんじゃないかなと。それから、確かに関空との合併というか、あって、おしりが区切られている中では、スピードアップを図られたいというのは確かにあるんだろうなというふうに思いますので、それは意見か何かのところに入れられたらどうかなという気もしますけれど。22年度としては、私は、Aでいいんじゃないかなというふうに思います。

【分科会長】 ○○委員さん、いかがですか。

【委員】 私は、22年度の計画は達成できていませんので、Bでいいんじゃないかと思っています。 【分科会長】 はい、○○委員さん。

【委員】 やらないならやらないで時間切れでいいという状態であれば、スピードアップすべきなので、 Bでいいと思います。最後は「できませんでした」ということが言えるわけですよね。

【課長】 それはやはり、ここに書いてありますとおり、終了を目指すという形で努力はしなきゃいけませんのでですね。

【委員】 そうだとしたら、やっぱり達成できなかったことをもってBにすべきだと思うんですよ。

【分科会長】 これはしかし、あれやね、23年度の目標ってもう決まっとるわけだしね。しかも、24年度の3カ月の目標を我々が、この後の会議で議論するというわけにもなかなかいかんし。何か、若干のコメントをつけるぐらいで、そこは終わりやね。

どうしましょう。意見は2対1なんで、ここまで来たら多数意見に従わなしゃあないね。Bにしましょう。やはり、書かれたものに対する評価という点でいかざるを得ないと思いますので。

じゃあ、あとは特に問題ないかと思うんですが、全部、Aでいきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【盛岡分科会長】 それでは、一応、入れることができたと思います。Aがかなり多くて、Sが1つ、Bが2つかと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

【加松課長】 Sは2つ。

【盛岡分科会長】 Sは2つだったかな。ごめん、S2つ。もともとありましたように、随意契約の見直しがあって、Sが2つ。Bが2つですね。だから、平均してAというのかな、得点的に言うと。その

ことで、よろしゅうございますか。分科会としての総合評定は、ちょっと、数を100何ぼというのはよくわからないところがあるんですけど、全体の平均をして、皆さん方の平均をしてSが2つと。それから、Bが2つ。残り全部がAであるということにさせていただきます。

【中林室長】 真ん中の「意見」の欄でございます。「意見」の欄の右端に。ここが、Sが2で、Aが2 1、Bが2ということで。

【盛岡分科会長】 ここでわかりましたね。はい、わかりました。

もう一度確認いたしますが、Sが2でAが21、Bが2であるということにさせていただきたいと思います。

それで、私どもとしての業務全体に関して意見をつけるということでありますが、先ほどちょっと申し上げましたように、23年度現在、進んでいる本年度の機構の事業が大きな転換点にあると。24年7月ごろに予定されている機構の、大阪事業本部の廃止を含む、株式会社としての経営統合による運営がスタートすることへの組織上の対応、それから平成22年度に事業として終了すると掲げた緑地整備、それからこの間、定額制への移行であるとか、執行を含めた、大幅に変更した民家防音工事等の円滑な運用と、24年7月前後の大幅な執行体制の変化に応じた23年度中の業務を円滑に進めるということをしてほしいと。

不確実な要因として、移行に伴う、明らかに株式会社としての事業の中に課題もなく、円滑に受けとめられるものと、やはり関連して協議をし、また事業執行上の工夫をしながら、その移行過程をデザインしないといけない案件とをきちんと区分した上で、ここに掲げた、来年度も多分こういうことやと思いますけど、25項目の評価項目に照らし合わせて、事業評価の実績が向上することを目指した業務の遂行をお願いしたいと、そんなことをちょっと文言としてつけ加えるということにいたしますが、もしよろしければ、きょう、その点に関するご発言を少しずついただいて、それで、事務局からこのような意見を追加するということで、さらにご意見等を賜れば、後ほど、分科会長の責任で家田委員長に報告する案を作成するということにさせていただきますが、いかがでしょうか。

ですので、非常に短時間でありますが、ここだけはちょっとぜひ入れておいてほしいということを、 お1人1分程度、ご発言を賜りたいと思います。ちょっと順番で申しわけないですが、安河内委員さん のほうから。もちろん、今、言わなかったから後で言うのはだめとは言いませんけど、根幹になる分だ けおっしゃってください。

【安河内委員】 事業案件を分類して、お示しして対応をやっていただくという案には賛成です。それで、非常に課題があるのは、やはり緑地整備は大変課題があって、ちょっとなかなか厳しいと思いますけれども、そういう課題ありの項目だろうと思います。

それから、協議しながら対応しなくてはいけないというのは、再開発整備事業で、これはちょっと、 その後、どうなるのかすごく流動的だと思うんですけれども、今、すぐに廃止するとかというのは、お 話を聞いていても難しそうですので、やはりその枠組み自体も考えながら、今後のご対応を、関空も含 めてやっていただかないといけないんじゃないかというふうに思います。 大きくは、とにかくその2つが、非常に大きな課題ありというのが1つと、協議しながら対応していただくというのが1つという感じかなというふうに思っておりますけれども。

【盛岡分科会長】 わかりました。非常に明確な整理をいただいたと思いますので。

では、大内様、どうぞ。

【大内委員】 初めから議論がありましたように、やはり経営統合に伴う事業の継承だとか、その辺が一番の問題なんだろうというふうに思います。福岡へ移転するのも含めて、そこも、当然、スムーズにやっていかなきゃいけないというふうに思いますので、それはぜひ入れておいて。先ほどの話の中でも入っていますので、それはそれでいいのかなというふうに思います。

それから、確かに今の大阪の緑地整備、大変難しいなというふうに思いますけれども、今の状況で進んでいかざるを得ないんだと思いますが、スピードアップを図るといったって、なかなか言葉だけで終わっちゃうことになっちゃうのかもしれないけれど、やはりそれは姿勢として、一つ入れておいていいのかなというふうに思います。

以上です。

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

それでは、山岸委員さん、どうぞ。

【山岸委員】 大体、お2人がお話しいただいたことと同じなんですけれども、私が特に心配なのは、 再開発整備事業で、底地の問題をどうするかとか、そういうことを先ほどおっしゃっていたんですけど、 それはもう早急に決めなきゃいけないことですし、いわゆる貸主が変わることでもありますので、また その貸主と国との関係もございますので、とにかく規定の整備とかももちろん一番大事なことなんです けれども、今、やっている事業の枠組みを早く決めるというのは、もう24年度は3カ月しかありませ んので、今年度の年末ぐらいまでにはどこどこ決めていかなきゃならないんではないかと懸念しており ます。

【安河内委員】 すみません、ちょっとよろしいですか。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ。

【安河内委員】 何度もすみません。1点、ちょっと言い忘れました。

民防で、大阪は、22年度、すごく減っているんですけれども、多分、ちょっと様子見とかというふうなところもあるかと思いますので、今年度、どういうふうになるかというふうなことを継続的に見ていて、今後の推移とかを見ていく必要があるんじゃないかと思います。多分、今年度、すごく特異なケースなんじゃないかというふうに思いますので。

【盛岡分科会長】 なるほど。ちょっとトレンドが変わったわけですね。

【安河内委員】 ええ。すごく減っていますよね。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、今、いただいた意見を含めて、最終的に業務全般に関し付す意見につきましては、ちょっと事務局及び私に一任をしていただけますでしょうか。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、一応、業務実績評価は以上という形にさせていただきます。それで、多分、あと10分程度で終わるとは思いますが、どうしましょう、トイレ休憩だけとりましょうか。それとも、このままいきましょうか。部屋に入られるから、3分ぐらい休憩しましょうか。すみません、3分休憩にします。

(休憩・法人入室)

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

それでは、私どもとして機構の22年度の業績評価をさせていただきました。結果につきましては、 後ほどまた正式には伝えられると思いますが、Sが2項目、Aが21項目、Bが2項目ということにさ せていただいています。内部評価と少し変わったところがあるかと思いますけれども、皆さん方の事業 に関する積極的な取り組みが反映された評価を私どもとしてもさせていただいたということであります。 では、続きまして、ごく短時間でございますけれども、財務諸表等の説明を事務局からお願いして、 審議をしたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

【中林室長】 お手元の、資料3から6でございます。3が財務諸表、4が事業報告書、5は決算報告書、6が監事意見書・会計監査人監査報告書の4点になっております。

まず、空港周辺整備機構は、長期借入金や債券発行を行う関係から、会計監査人の監査を必要とする法人として通則法で定めております。

したがいまして、この財務諸表、事業報告書及び決算報告書につきましては、監事並びに国土交通大 臣が選任した会計監査人の監査を受けておるというところでございます。

まず、お手元の参考という資料でありますが、平成21・22事業年度財務諸表比較というのがございますので、それをお開きいただけますか。よろしいですか。

この1ページが貸借対照表でございまして、資産の部でございますが、流動資産が37億17百万でございます。すみません、百万円未満は切り捨ててご説明をいたします。固定資産が40億91百万。合計でございまして、一番下が78億8百万円となっております。前期と比較しますと2億84百万減少しておりますが、これは流動資産の現金及び預金が減少したこと。これは、未払金の減少によるものでございます。あと、受託業務前渡金が2億87百万ほど増加しておりますが、これは事業が受託事業を受けたのでございますが、22年度で終わらなくて23年度に繰り越したという事由でございます。あとは、減価償却の累計額が増加したというものでございます。

次に、2ページの負債の部でございます。流動負債が14億26百万円。固定負債、39億41百万円。中ほどの負債合計で53億67百万となっております。前年度と比較いたしますと6億95百万の減少でございますが、この主たる要因は、大阪、福岡とも再開発事業を実施しておりますけれども、借り入れを行わずに借入金を償還したということでございまして、流動負債の1年以内の償還とか、固定負債にあります債券、長期借入金の残高があわせて5億10百万円減少しているということによるもの

でございます。

次に、純資産の部でございますが、資本金14億に変更はございません。

次に、資本剰余金でございますが、再開発事業が、損益外の減損処理をしたということでございまして、その累計額が△2百万円を計上しております。

利益剰余金につきましては、資産合計の78億8百万円から、負債合計の53億67百万円、あと資本金の14億円、資本剰余金の、これはマイナスでございますが、2百万円を差し引いた額、10億44百万円を計上しております。このうち当期総利益は、4億11百万でございます。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。経常費用は、機構の業務を実施するに当たり、直接 的経費である業務費と、管理部門に必要な一般管理費、並びに借入金、債券の支払利息などの財務費用 に分かれておりまして、総額は、中ほどの35億83百万円でございます。

経常収益は、再開発事業によります業務収入、国からの受託金、補助金などの収入総額で、39億9 8百万円でございます。

経常費用、35億83百万円に対しまして、経常収益が39億98百万。差し引き、4億15百万が経常利益となっております。

これに、臨時利益、臨時損失をあわせて、当期総利益が4億11百万円となっておりまして、この額は、貸借対照表におきます当期総利益と一致するというところでございます。

前期と比較しまして、受託事業、民家防音工事事業とともに、事業量が大幅に減少しておりますので、 費用、収益とも約30億円減少しておるというふうな状況になっております。

また、経常費用の利息費用及び臨時損失の資産除去債務会計基準適用に伴う影響額が、今年度から適 用した資産除去債務に関する会計基準の会計処理に伴う新規勘定科目となっております。この債務につ きましては、後で説明をいたします。

続きまして、4ページのキャッシュ・フロー計算書でございます。これは、機構における期間中の現金の動きを3つの活動からあらわしたものでございます。業務活動によるものは、機構の本来業務に係る収入・支出でございます。投資活動によるものは、資産取得や有価証券償還による収入・支出でございます。財務活動によるものは、長期資金の借り入れ、債券発行による資金調達や償還に伴う収入・支出でございます。

あわせて、この下から3番目でございますが、資金増加額ということで、マイナスで3億18百万円を計上しています。これは、資金がそれだけ出たということでございます。

そこで、下から2番目でございますが、前期末で22億69百万円持っておりましたので、それを差し引けば、資金のことしの期末残高といたしましては、19億51百万円ということでございます。

この主たる内訳につきましては、業務費等の未払金が7億88百万、預かり敷金保証金が8億75百万などでございます。

次に、5ページの行政サービス実施コスト計算書でございます。これは、機構の業務運営に関しまして、国民の負担に帰することとされるコストを集約したものでございます。

業務費用のトータルでございますが、1億93百万円。これは、主にというか、民家防音工事の補助 金でございます。それと、その他の行政サービス実施コストを加えた総額が、一番下にある2億82百 万円でございます。

ここから、資料3の財務諸表をごらんください。財務諸表の5ページに、利益の処分に関する書類(案) としておりますが、当期総利益、4億11百万円が利益処分額となっておりまして、すべて積立金として整理することとしております。

続きまして、7ページに注記事項を書いておりますが、この中で、次の8ページでございます。会計 方針の変更ということで、平成22年度から、資産除去債務に係る会計基準が適用になりました。これ は、損益計算書で説明しました新規科目のところでございます。

資産除去債務は何ぞやということでございますが、これは、有形固定資産の状況に関しまして、法令または契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものとされておりまして、機構でいきますと、機構の再開発事業用地は国有地でございまして、国との契約上、国有地を返還する際は、上物を除去した上で土地を原状回復し返還することが義務づけられております。

したがいまして、機構の再開発事業資産、上物でございますが、資産除去債務の計上対象となり得る ということでございます。

会計処理上は、撤去費の将来キャッシュ・フローを見積もりまして、それを現在価値に割り引いた額 を資産除去債務と認識しまして、負債に計上すると。それと同時に、同じ額を有形固定資産の帳簿価額 に加えまして、減価償却を通じて各期に費用配分するというものでございます。

これは、すべて計上するということではございませんで、ある程度、時期が確定しているものについて、このような計上をするというところでございます。

この中で、8ページに書いておりますけれども、国の用地返還が確定したものと、その他のものに分けて、9ページのところで記載しているところでございます。

次に、13ページに、重要な後発事象といたしまして、関空・伊丹経営統合に係る新関空法が公布されたことによりまして、大阪国際空港事業本部の新関空会社への事業承継について記載しております。

次に、14から22ページが附属明細書でありまして、固定資産の取得・処分並びに減価償却費、たな卸資産、有価証券、長期借入金等財務諸表の明細及び事業別のセグメント情報を記載しているところでございます。

事業別セグメント情報につきましては、独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第15条に基づきまして区分掲示しておりまして、大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業及びその他事業の4事業に分類しているところでございます。

資料4の事業報告書は、機構の事業概要でございます。資料5の決算報告書は、年度計画の予算計画に従った決算額でございます。資料6の監事意見書・会計監査人監査報告書は、監事並びに会計監査人による監査結果に対する意見及び報告でございます。中身というか、詳しい説明は省略をさせていただきます。

なお、経営統合に関しましては、資料4の事業報告書の4ページにも、新関西国際空港株式会社への 大阪国際空港に係る業務等の承継についてという題で記載しておりますし、また資料6の独立監査人の 監査報告書の最後に、追記情報といたしまして、新関空会社への事業承継についても記載されていると ころでございます。

以上、機構の財務諸表等について説明をいたしましたが、法人を所管する課といたしましては、独立 行政法人会計基準にのっとって適正に処理されており、監事並びに会計監査人からも、適正な決算処理 を行っている旨、意見もいただいておりますので、承認すべきものと考えております。

以上でございます。

【盛岡分科会長】 ご説明いただきました財務諸表についてでございますが、これ、どうしましょう。 全部説明は、一括、ほかの分はどうされますか。もうこれでいいですか。「参考」とかいろいろあります けど。いいですか。

【中林室長】 省略ということで。

【盛岡分科会長】 では、今、ご説明いただきました。何かご質問等がありましたら、どうぞ、おっしゃってください。特段、よろしゅうございますか。

では、報告を受けたということで、特に意見はなしという形にさせていただきます。

続きまして、最後でございますが、資料7の役員の退職に伴う業績勘案率の決定について審議をした いと思いますので、整備機構から提案される内容のご説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

【竹内理事長】 資料7をめくっていただきまして、役員退職手当支給に係る業績勘案率(案)の決定 についてでございます。

退職役員といたしましては、〇〇〇〇。役位は理事。在職期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日まで、24カ月間でございます。

業績勘案率といたしましては、1.0を考えております。

法人の業績による勘案率といたしまして、1.0。これは、平成21年度における業務運営評価がAという評価をいただいたということ、それから22年度におきましても、業務を着実に実施してきたということから、原則どおり1.0にしたいと考えております。

個人業績につきましては、大阪本部の事業担当理事として、21年、22年度の事業計画を概ね達成するのに努力する等、一定の業績を認められますけれども、特に加算すべき状況には至らなかったということで、合計としまして、1.0ということで考えておるところでございますので、よろしくご審議をお願いいたしたいと思います。

【盛岡分科会長】 いかがでしょうか。ただいまご説明いただいたとおりであります。業績勘案率を1.0。法人業績の部分と個人業績の部分を、それぞれ1.0及び0.0、特段の考慮なしということでご提案いただいていますが、この点、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

それでは、私どもとして伺って、特にこの点については異議を申し上げるというものではないということにいたします。

それでは、既に支給をされているということで、委員会の勘案率決定を受けて精算をしたいということにいたします。

では、続きまして、一応、これで状況説明的にはすべて終了したわけでございますが、事務局及び中 林室長様のほうで、何か特段のことはございますでしょうか。

【中林室長】 特にございません。

【盛岡分科会長】 特にございませんか。

それでは、相当程度、45分、延長させていただきました。まことに長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

議事録につきまして、後ほど、内容確認のために各委員に送付いたしますが、発言された部分についてのチェックをお願いをします。

評価に関する意見部分につきましては、発言者名を記載しない形で扱うということにいたしたいと思います。

例年どおりということであれば、先ほど少し議論をさていただきました、さまざまの流動的な要因を 抱えてはおりますが、中期目標・中期計画、年度達成の状況につきまして、平成22年度の分につきま しての審議の結果を受けて、次年度、23年度の分につきましても、予定どおり開催をされるというこ とを想定をしたいと思います。

ただ、大変大きな変革といいますか、遷移過程にあるということはどなたもよく御存じだと思いますので、ぜひ、それぞれのお立場で、機構が果たしてきた役割を、さらに発展・継承できますように、ご 尽力いただきたいということをお願い申し上げまして、本日の分科会を終了いたします。

長くご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —